

# 中世今市遺跡

今市川農道橋架替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

2015年3月

益田市教育委員会

# 中世今市遺跡

今市川農道橋架替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書



碟敷遺構（舟着場跡）（西から）

# 序

本報告書は、益田市教育委員会が平成 26 年 5 月から 6 月にかけて実施した、今市川農道橋架替工事に伴う中世今市遺跡の調査結果をまとめたものです。

中世今市遺跡は、沖手遺跡や国史跡中須東原遺跡などの益田川・高津川河口域に存在した中世港湾集落の一つで、益田川の水運を利用した物資の流通・集散の拠点であったことが明らかにされています。また、今市川に面して残る石垣は、中世益田氏の経済基盤を支えた市場・港としての今市の姿を今に伝えるものとして、昭和 56 年に市指定文化財「中世今市船着場」になっています。

今回の発掘調査からは、舟着場跡の発見をはじめとして、これまでに実施された学術調査成果から得られた今市船着場の性格や変遷をより詳細に知ることができました。本書が皆様に広く活用され、地域の歴史や遺跡保護に対する理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

調査にあたって多大なご協力をいただきました土地所有者の方々や地元の皆様、関係各位に厚く御礼を申し上げまして、報告書刊行のごあいさつといたします。

平成 27 年 3 月

益田市教育委員会

教育長 村川 修

## 例　言

1. 本書は益田市教育委員会が島根県益田県土整備事務所の委託を受け、平成 26 年度に実施した今市川農道橋架替工事に伴う中世今市遺跡の発掘調査報告書である。

2. 調査に要する経費は、事業者 島根県益田県土整備事務所が全額負担した。

3. 調査組織は次のとおりである。

【調査主体】 益田市教育委員会

(事務局：益田市教育委員会 文化財課)

【調査員】 佐伯昌俊（副主任主事）

【調査指導】 烏根県教育委員会

4. 現地調査及び報告書作成に際しては、以下の機関、方々からご指導・ご助言をいただいた。

村上 勇（奥田元宋・小由女美術館館長、益田市文化財保護審議会会长）、西尾克己（大田市教育委員会）、島根県教育委員会文化財課

5. 発掘調査作業及び整理作業には下記の方々に参加していただいた。

【発掘作業】

亀山武徳、齊藤豊、椋悟、村上博一

【整理作業】

岡崎敦子、横山秀美

6. 本報告書に掲載した遺物の実測は、岡崎・横山が行い、トレースは佐伯が行った。出土遺物の分類・集計は、村上勇、西尾克己両氏の協力を得て佐伯が行った。

7. 本報告書の執筆は、第 1 章から第 4 章を佐伯が、附章を中司が担当し、編集は佐伯が行った。

8. 本書に掲載した出土遺物及び実測図、写真等は益田市教育委員会文化財課で保管している。

## 本文目次

第1章 調査に至る経緯 .....	1
第2章 遺跡の位置と環境 .....	2
第3章 発掘調査の成果 .....	4
第1節 概要 .....	4
第2節 遺構・遺物 .....	5
1. 磨敷遺構（舟着場） .....	5
2. 出土遺物 .....	5
第4章 総括 .....	9
1. 磨敷遺構の年代 .....	9
2. 調査地点の位置付けと今後の課題 .....	10
附 章 「今市村庄屋金山家文書」の翻刻と解説 .....	(中略) (1)

## 挿図目次

第1図 遺跡位置図 .....	1
第2図 中世今市遺跡の範囲と周辺の主な 遺跡 .....	2
第3図 調査区配図図 .....	3
第4図 土層断面図（北壁および西壁） .....	4
第5図 磨敷遺構平面図 .....	6
第6図 包含層出土遺物 .....	7
第7図 磨敷遺構共伴遺物 .....	7
第8図 磨敷遺構遺物分布図 .....	9

## 挿図目次

第1表 中世今市遺跡調査年次一覧 .....	5
第2表 中世今市遺跡出土遺物集計表 .....	8
第3表 中世今市遺跡出土遺物観察表 .....	11

## 卷頭図版目次

卷頭図版1 磨敷遺構（舟着場跡）

## 第1章 調査に至る経過

益田市教育委員会では、今市川防災・安全交付金（広域河川）工事に伴う今市川農道橋の架替が周知の埋蔵文化財包蔵地中世今市遺跡の範囲内で計画されていることに關し、事前発掘調査の必要性について事業者（島根県益田県土整備事務所）と協議を進め、実施の了承を得た。

事業者からは、平成25年10月7日付で文化財保護法94条に係る届出の提出を受けた。その後、県文化財課からの指導・助言を踏まえ、遺跡が直接影響を受ける16mを工事着工前に発掘調査することとなった。なお、平成26年5月26日付で益田市教育委員会から島根県教育委員会に対して埋蔵文化財発掘通知を提出した。さらに、益田市と事業者との間で平成26年5月28日付で埋蔵文化財発掘調査委託契約を締結し、同年6月2日より現地調査に着手、6月20日には調査を終了した。

遺跡の取り扱いに関しては、遺跡が影響を受ける範囲は記録保存のための調査が実施され、かつ遺跡の残存部分は盛土で保護される事業計画であり、工事の実施は止むを得ないと判断に立ち、平成26年9月8日付で益田市教育委員会から島根県教育委員会に対して遺跡の取り扱い協議を行った。これに対して、平成26年9月16日付で島根県教育委員会から益田市教育委員会に対して回答があり、事業者へ取り扱いに係る協議結果を通知している。

平成26年6月11日に県文化財課角田徳幸氏による調査指導を受け、発見された遺構の評価および遺跡の取り扱いを協議した。同月14日には、村上勇氏（奥田元宋・小由女美術館館長）と西尾克己氏（大田市教育委員会）による調査指導を受け、主に出土陶磁器からみた遺構の年代比定について助言をいただいた。

調査成果の公開のため、平成26年6月20日に現地説明会を開催し、地元住民31名の参加があった。



第1図 遺跡位置図

## 第2章 遺跡の位置と環境

中世今市遺跡は、益田平野を流れる二級河川益田川の支流今市川の右岸、益田市乙吉町に所在する。現在でも、遺跡の位置する今市地区には短冊状の地割が良好に残り、今市川に沿って築かれた約100mの護岸石垣は益田市指定史跡「中世今市舶着場」となっている。

今市は、かつて高津川・益田川河口域に存在した沖手遺跡や中須東原・西原遺跡と同様に、交易・流通に関わった港湾集落跡の一つである。益田川の流路変遷や河口域の土砂堆積による陸地化に伴い、戦国末期に比較的七尾城下町に近く水量の安定した今市へ港湾機能を備えた市場が整備された。なお、今市周辺には舟着場として機能していたころの名残を示すものとして「塩入」という地名が確認できる。このことは、河口域の中でも上流に位置する今市近くまで舟の出入りが容易に行える環境であったことを示している。

今市の史料上の初見は、天正19年（1591）の「美濃郡益田元祥領検地目録」（益田家文書）に「代式貢三百十文 今市屋敷錢」とあり、益田氏領に設置された4カ所の市場の一つとして今市に屋敷錢が賦課されていたことが知られる。

閑ヶ原の役後、益田氏の須佐移封に伴い益田が浜田藩領に組み込まれると、益田組26ヶ村内の今市村となった。



1. 中世今市遺跡 2. 沖手遺跡 3. 中須東原遺跡 4. 中須西原遺跡 5. 平田遺跡 6. 式内社櫛代賀姫神社 7. 真如坊跡  
8. 福王寺 9. 安福寺跡 10. 恵比寿神社・巌島神社 11. 雪舟の墓

第2図 中世今市遺跡の範囲と周辺の主な遺跡

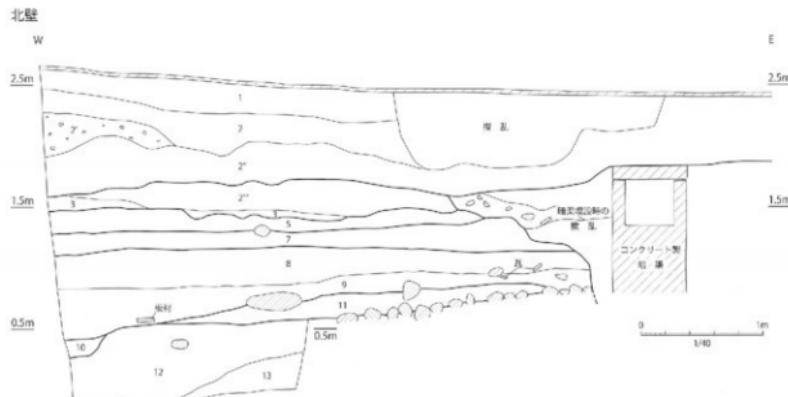


第3図 調査区配置図

## 第3章 調査の成果

### 第1節 概要

益田市教育委員会では、平成9～10年にかけて中世今市遺跡の性格を明らかにするための内容確認調査を実施している(第3図)。今回の調査範囲に隣接する今市の短冊状地割の南西部隅で実施された既往の発掘調査では、護岸としての使用が想定される5～15cm程度の礫を敷き詰めた疊敷造構と列状に並んだ木杭が検出された。このことから、農道橋の架替部分のうち護岸施設の存在が想定される2m×8mの16mを調査対象として設定した。



1. 黒色土 (2.5Y2/1)、ビニール片等含む

2. 地灰黄色土 (2.5Y4/2) と黄色ブロック (2.5Y8/8) の混合土、造成土

3. 灰黄褐色土 (10Y8/2)、2-3cm程度の石礫が多く含む

4. 地灰黄色粘土 (2.5Y4/2) に灰色ブロック (5Y6/1) を多く含む。  
黄色ブロック (2.5Y8/8) がわずかに混ざる

5. 黄色砂質土 (2.5Y7/8)、細粒砂主体で、わずかに灰色ブロック (5Y6/1) 混ざる

6. 灰色粘土質土 (10Y6/1)、オリーブ黄色ブロック (7.5Y6/3) を含む。昭和30～40年代の  
旧水田耕作土

7. 黑褐色粘土質土 (2.5Y3/1)、円錐わざかに含む

8. 灰暗色粘土質土 (N3/1) } 昭和30～40年代の旧水田耕作土

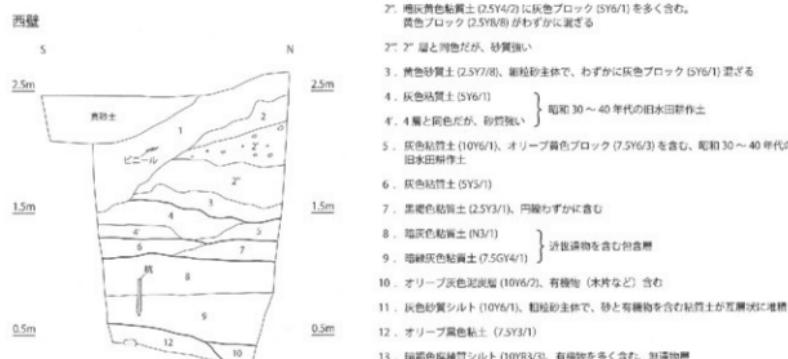
9. 灰綠暗色粘土質土 (7.5G4/1) } 近世遺物を含む包含層

10. オリーブ灰色泥炭層 (10Y6/2)、有機物 (木片など) 含む

11. 灰色砂質土 (10Y6/1)、粗粒砂主体で、砂と有機物を含む粘土質土が互層状に堆積

12. オリーブ黒色粘土 (7.5Y3/1)

13. 稠褐色粘土質シルト (10Y3/3)、有機物を多く含む、烈藻物質



第4図 土層断面図

基本的な層序は上から順に、1～3層（昭和30～40年代の今市川河川改修に伴う造成土）、4～7層（河川改修以前の水田耕作土）、8～9層（近世遺物包含層）、10～11層（旧河川活動に伴う堆積土）、12層上面（礫敷面・遺構面）である（第4図）。

掘削にあたっては、地表面から約1m程度は河川改修に伴う造成土と判断されたため、重機により掘削を行った。造成土掘削後に確認された旧水田耕作土より下層については、人力による掘削及び遺構精査を行った。ほぼ調査区全面にわたって確認された礫敷面は記録・図化作業を行い、礫敷遺構の保存を図る調査方針のもとに、礫の疎らな調査区北西隅に下層確認トレンチを設定した。

第1表 中世今市遺跡調査年次一覧

調査年	調査年次	調査地点	調査原因	結果
平成9年(1997)	第1次調査	1～4	遺跡の範囲・内容確認	礫敷遺構・杭列の一部を検出した
平成10年(1998)	第2次調査	5～10	遺跡の範囲・内容確認	可剤に沿った磨石・石列を検出した
平成18年(2006)	第3次調査	11	個人住宅増築に伴う試掘調査	遺構確認できず
平成19年(2007)	第4次調査	12	個人住宅新築に伴う工事立会	遺構確認できず
平成20年(2008)	第5次調査	13～15	国道9号横浜栄村替工事(迂回路部分)に伴う試掘調査	遺構確認できず
平成25年(2013)	第6次調査	16～17	国道9号横浜栄村替工事(本線部分)に伴う工事立会	遺構・遺物とともに確認できず
平成26年(2014)	第7次調査	18	今市川農道橋架替工事に伴う本調査	礫敷遺構・杭列の広がりを確認した

## 第2節 遺構・遺物

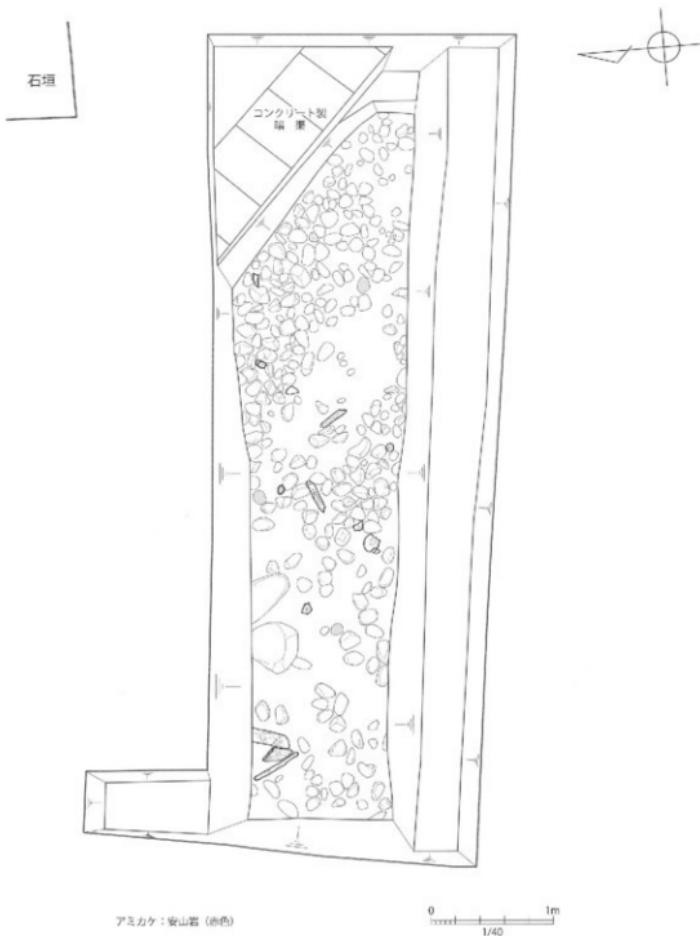
### 1. 細敷遺構（舟着場）

今回確認された細敷は、既往の調査で確認された細敷と同様に5～15cm前後の円礫が主であり（第5図）、礫面の標高は調査区東側（今市地区側）で1m、調査区西側（今市川側）で0.3mと現在の今市川へ向かって緩やかに傾斜する。礫の中には、高津川水系にのみ確認される赤色の礫（安山岩）が認められることから、現在は益田川水系に属する今市川周辺がかつて高津川の影響下にあったことが推測される。なお、標高0.4～0.5m付近の細敷面直上に流木や植物根などの有機物が多く堆積していたこと、現在の今市川の川底が標高0.5mであることなどから、細敷が当時の生活面として機能していた頃の汀線は標高0.5m前後であったと考えられる。さらに、標高0.7m付近では等高線に沿う形で直径5cmの木杭が等間隔で打設されており、断言はできないものの筋い杭としての使用も想定される。

### 2. 出土遺物

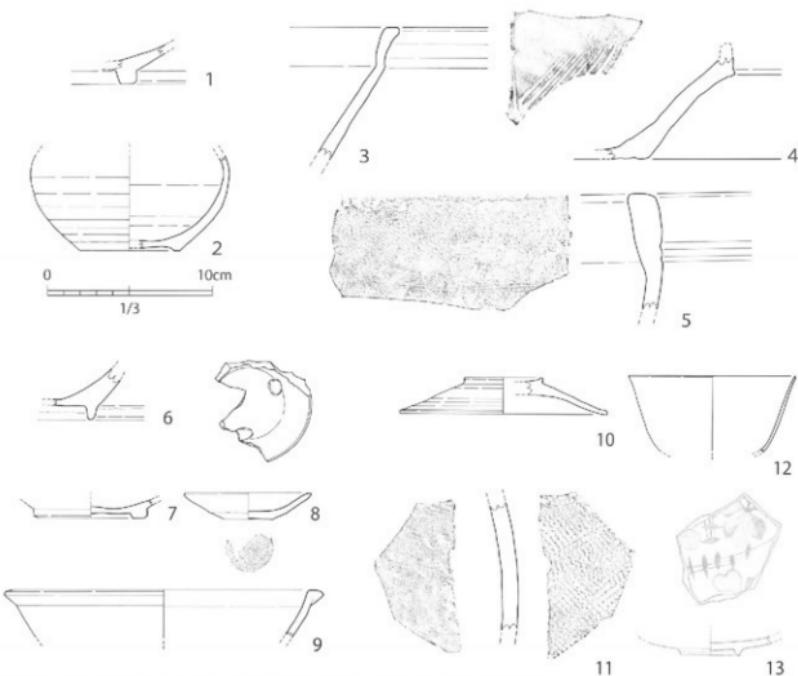
発掘調査では、多量の埴瓦・赤瓦に加えて中世遺物が出土し、遺物総数はコンテナ2箱となった。本報告では、細敷遺構の年代決定となり得る細敷共伴遺物および特徴的な遺物について図化を行った（第6・7図）。その他近世包含層出土遺物については、各層位毎に分類・集計を行い総体の把握に努めた。

1～5は造成土出土、6～9は旧水田耕作土出土、10～13は細敷上層出土、14～18は細敷遺構共伴出土である。1～2は須佐焼である。1は捏鉢の底部で、削り出し高台とした後に縁を取りする。2は捏鉢の口縁部で、釉調などから1と同一個体と考えられる。3は陶器壺で、底部を碁笥底状に削り出す。在地系陶器（石見焼系）か。4は堺・明石系の擂鉢である。底部と口縁帶の一部が残り、内面のスリ目は摩耗が顕著である。5は佐野焼の大甕である。口縁外面に2状の沈線を巡らせ、内面をハケ目調整とする。6は陶器鉢の底部である。内面無釉で、火入れ・香炉としての使用が想定される。7は在地系陶器（石見焼系）の鉢底部である。削り出し高台で、底部を傳く仕上げる。8～9は須佐焼で



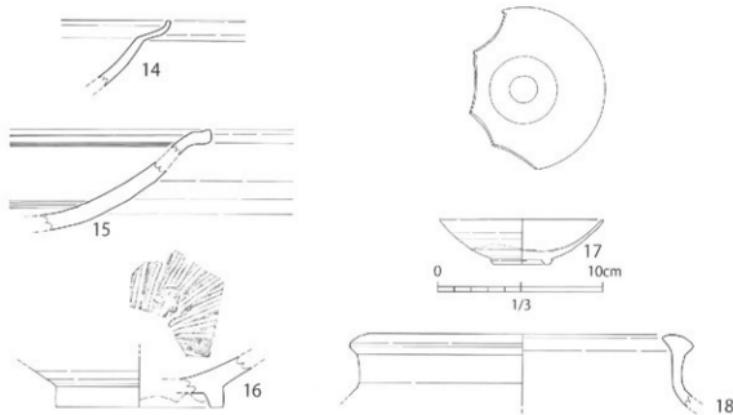
第5図 磁敷遺構平面図

ある。8の灯明皿には、底部に糸切り痕が残り、内面に胎土目が2つ確認できる。9は口縁部形態や口径などから片口と思われる。10～11は須恵器で、10は壺蓋、11は甌である。なお、これらの須恵器は所々に摩耗がみられ、河川活動によって運ばれた混入品と考えられる。12は肥前系磁器の白磁碗で、口縁に銹釉を施す。13は京・信系陶器の碗である。胎土は精良・緻密で、内面に色絵が描かれる。14は肥前系磁器の口縁折縁皿である。15は肥前系陶器の大鉢で、口縁を浅い溝縁状とし、内面に櫛状工具による回線を施す。16は須佐焼擂鉢の底部である。削り出し高台で、縁の面取りを行わな



1～5 遺成土出土 6～9 旧水用耕作土出土 10～13 碟敷上層出土

第6図 包含層出土遺物



第7図 碟敷遺構共伴遺物

い。17は肥前系陶器の皿である。内面に銅線縫を施し、見込みを蛇ノ目縫剥ぎする。18は肥前系陶器の壺で、内面に格子目タタキ痕が残る。

第2表 今市遺跡出土遺物集計表

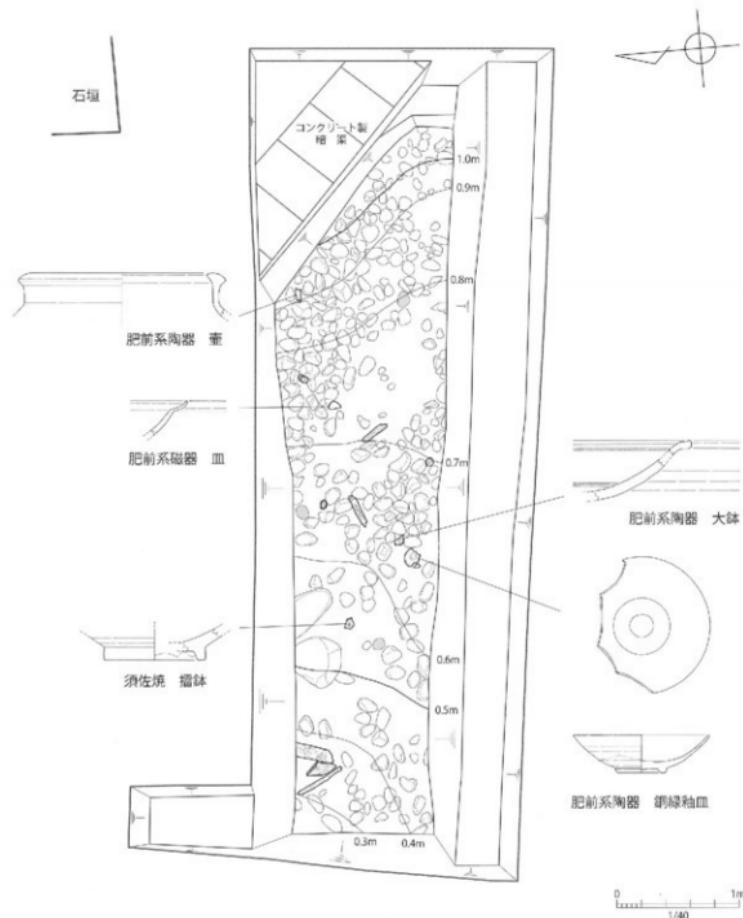
種別	産地	器種	造成土	旧水田 耕作土	近世包含層	11層	復数層	合計
中國製品	白 磁	皿 IX鏡	1					
		碗 84		1				
	青 花	碗 不明		1	1			
		皿 不明			1			
日本製品	陶 器 肥前系	小計	1	1	3	0	0	5
		碗	眞手 刷毛目 不明		2			
		皿	銅線縫 二彩 不明	1		1		
		鉢	縫縫					
		大鉢				2		
		不明	1	2				
		盃・唐	1		2	2	1	
		瓶	4		1			
		不明			3			
		京・信	碗 丸底 不明		4	1		
		香炉・火入						
		瓶	1		2			
		鉢	1					
		皿	灯明皿		2			
		鉢	漆体 片口 捏林		4		1	
		在地(石見系)	皿 鉢 鉢	1	2			
		不明	2		1			
磁 器	肥前系	小計	4	3	4			
		碗	白磁(口銘) 陶器染付			1		
		小杯	1	1	1			
		猪口	1					
		不明	9	9	10	7		
		皿	4	1	2		1	
		瓶	2		4			
		紅皿			1			
		香炉・火入			2	1		
		水滴			1			
漆 器	堺・明石	不明	8					
		漆 丸底			3			
		皿	2					
		漆地			2			
		その他不明			16	5		
瓦 黄 佐野	在地	小計	28	11	42	14	1	96
		盤	漆體	1				
		瓶	べこかん		1			
		小 計	1		1		2	
		瓦	大盤	2				
土 器	在地	鉢	火鉢		1			
		小計	2		1			3
		皿	1		1			
		鉢			1			
		不明	2		3			
		小計	3	0	5	0	0	8
		合計	56	26	81	22	6	191

## 第4章 総括

これまで調査で確認された遺構・遺物について概観してきたが、ここでは得られた成果をもとにして若干の疊敷遺構の年代比定と今後の課題を述べることしたい。

### 1. 疊敷遺構の年代

まず、出土した土器・陶磁器を第2表にまとめた。出土遺物の種別構成比では、国産陶磁器91%、土師器4%、貿易陶磁器（中国製青花）3%、炻器、瓦質と続き、肥前系の国産陶磁器が大半を占める中で土師器の出土は極端に少ない傾向を示している。国産陶磁器における構成比は陶器44%、磁器



第8図 疊敷遺構遺物分布図

5.6%と磁器が高い比率を示すが、これは造成土および旧水田耕作土中に包含される江戸中期以降の遺物の影響と考えられる。なお、遺物総体では中世期に遡ると判断される遺物は中国製の白磁皿（IX類）1片、青磁碗（B4類）1片、青花碗・皿3片のみで、最も下限に位置付けられる遺物は在地系陶器（石見焼系）である。

次に、礫敷遺構に伴う遺物について検討したい。礫敷遺構検出時に、礫直上および礫面に伴う遺物5点（陶器4点、磁器1点）を時期判断が可能なものとして出土位置を記録して取り上げた（第8図）。陶器では、肥前系の壺や大鉢、銅線釉皿といった九陶編年Ⅲ期に位置付けられる遺物に加えて、佐伯編年Ⅰ～A類に分類される須佐焼搖鉢が出土している。磁器では、肥前系の口縁折縁皿が認められる。以上のことから、断片的な資料ではあるが礫敷遺構が機能した最終段階及び埋没時期は17世紀後半四半期頃であったと判断される。礫敷遺構の成立期に遡る遺物は認められなかったが、僅かながら確認された中国製磁器の存在や既往の調査成果を加味すると、中世末から近世初頭にかけて存続した遺構であったと言える。

## 2. 調査地点の位置付けと今後の課題

これまで、今市集落は益田氏の長門国須佐移封に伴い港町としての性質を変化させていったと考えられてきた。しかし、今回の発掘調査では、既往の発掘調査で発見されていた礫敷遺構がさらに広がっていることが確認され、調査地点一帯が江戸時代前半にかけて舟着場として使用されていた可能性が指摘される。

近年、新たに発見された「今市村庄屋金山家文書」によると、益田氏須佐移封後も今市集落が近世期を通じて河川を利用した水運に深く関わっていたことが知られる。注目される内容として、18世紀前半（第2四半期頃）には土砂の堆積により水深が浅くなり、今市集落より下流の「下四反田」に荷揚げ場が移動したことが挙げられる。調査地一帯を含めて、17世紀後半から次第に土砂の堆積による今市集落周辺の陸地化が進み、舟着場の使用が困難になった結果として荷揚げ場の下流域への移転が行われたと考えられる。このことは、発掘調査によって得られた礫敷遺構の埋没年代と矛盾せず、舟着場の埋没後は湿地から水田へと開発が行われていったことが推察される。

中世今市遺跡は、益田川・高津川河口域に点在した中世の交易・流通に深く関わった冲手遺跡や中須東原・西原遺跡などの中世港湾遺跡の一つとして、再評価がなされつつある。確認された礫敷遺構は、中須東原遺跡で発見された礫敷遺構との比較検討に加え、中世から近世に至る港湾の実態を解明する貴重な資料である。なお、今市川沿いに残る市指定史跡「中世今市船着場」と礫敷遺構との関連性を解明することは今後の人大きな課題といえる。

## 参考文献

- 『九州陶磁の編年—九州近世陶磁学会10周年記念—』2000 九州近世陶磁学会  
『中世今市船着場文化財調査報告書』2000 益田市教育委員会

第3表 中世今市遺跡出土遺物観察表

捕回 番号	遺物 番号	出土位置 遺構・層位	種 別	器 種	口 径	器 高	底 径	文様・調整等	備 考
第6回	1	2~2''層 遺成土	須佐焼	鉢(捏鉢)	—		—	削出高台	
	2		須佐焼	鉢(捏鉢)	—	—	—		
	3		在地系陶器	壺	—	(6.0)		外面カンナ削り 底部磨削底	石見燒系か
	4		堺・明石	擂鉢	—	—	—	スリ目6条(残存)	スリ目摩耗
	5		佐野焼	大甕	—	—	—	内面ハケ目調整	
	6	4~4'層 旧水田耕作 土	在地系陶器	鉢	—	—	—		
	7		在地系陶器	鉢	—	—	(6.4)	削出高台	石見燒系か
	8		須佐焼	皿(光明皿)	(7.6)	1.6	(3.0)	底部余切り	胎土2箇所残る
	9		須佐焼	鉢(片口)	(19.0)	—	—		
第7回	10	11層 礎敷上層	須恵器	壺蓋	—	2.3	(13.0)		全体的に摩耗
	11		須恵器	甕	—	—	—	内面同心円タキ痕ナデ消し 外側丸子目タキ	全体的に摩耗
	12		肥前系磁器	碗	(10.0)	—	—	口縁	
	13		京・備系陶器	碗	—	—	(3.7)	色絵	
	14	礎敷遺構	肥前系磁器	皿	—	—	—	口縁折線	
	15		肥前系陶器	鉢(大鉢)	—	—	—	内面描き目	
	16		須佐焼	擂鉢	—	—	(10.4)	削出高台	
	17		肥前系陶器	皿	(14.0)	3.9	(4.8)	内面蛇／目釉剥	銅緑釉
	18		肥前系陶器	壺	(17.4)	—	—	内面タタキ	

# 附 章

「今市村庄屋金山家文書」の翻刻と解説

中司 健一

本文書群は、益田市中須町在住の金山虎雄氏が所蔵するものである。金山家はその略語（十五号）によると、江戸時代初頭の慶長年間より

江戸時代を通じて、今市村の庄屋を務め、下本郷村や中須村の庄屋を兼ねることもあった。

金山氏は、中世益田氏の家臣に名前が見え、慶長六年の益田氏の長門国須佐への移動の際に益田に残ることを望んだ一族が、そのまま地域の有力者として江戸時代の益田において重要な役職を務めたものと推測される。

本文書群には、十八世紀前半と推定されるもの一点と、十九世紀のもの十三点の、庄屋としての職務に関わると思われる文書があり、戸戸時代中後期の益田および三隅地域、特に沿岸部の実態解明に重要な諸事実を伝えている。

今回、金山虎雄氏・昇氏のご厚意により、本文書群の紹介を許された。本文書群のうち、特に地域史の解明に資すると思われるものについて翻刻し、その内容を解説する。

（凡例）行のかわり目は「」で、紙継ぎ日および頁のかわり日（十号・十四号・十八号文書）は「」で、欠損部分は文字数がわかる

ものについては「」で、文字数のわからないものは「」で、下の部分の欠損は「」で、上の部分の欠損は「」で、文字の抹消で抹消された文字がわからないものは■で、抹消された文字がわかるものについては文字の上に「」で、判読不明な字は◆で示した。

### 一 午惣御願上口上覚（益田町・中須浦の川舟について）

○ 疊紙

#### 午惣御願上口上覚

一當町之儀は占來より海邊筋「馬次キ之場所三御定置被為遊候」、當町少村之儀ニ御座候得は、「とせい」二、可仕家行も無御座候、依夫浦手より益田町江揚申候荷物、殿組他と「申荷揚ヶ場、先年今市村之内ニ」御定置被為遊候、其以後川あさく相成、下本郷村之内高熊と申所ニ」御座候、又只今ニ而下四反印と申所、荷揚ヶ場御定置被「遣候段、有難仕合ニ奉存上候」、就夫浦手より揚ヶ申候荷物、當町のもの共家業ニ付ケ來り申候、此儀は益田町・中須浦ニ御存知候事ニ御座候、

一正徳元卯年益田町より浦口「上下之荷物、川舟之御願有之」由、當町之もの共、右之様子承り、「占米より之かく敷申立、御願」仕候得ハ、御聞届ヶ被為遊、川疊「不仕、右定りし場所江揚ヶ候様」手堅ク被為御付候、此儀は川筋御茶屋中様、浦手□□御存知之儀

ニ御座候、

一此度中須浦新法ニ川舟ヲ作」荷物とき申候而、古来より之かく敷  
張りニ相成、當町之もの共難儀」仕候、何卒先〔先格〕かく之通被為仰付、  
被遣候ハ、難有仕合ニ奉存候、此段偏ニ奉願上候、以上、

今市村  
惣百姓中

戊  
四月十五日

御庄屋  
太右衛門様

【解】

この文書は今市村惣百姓中が同庄屋の太右衛門に宛てたものである。

略語（十五号）によると宛所に見える太右衛門は、金山家第七代にあたり、享保四〇年（一七一七）～享保五年（一七五五）に今市の庄屋を務めている。この間の成年は享保十五年（一七三〇）および寛保二年（一七四二）である。

一箇条目では、今市村が古來より「海邊筋馬次キ之場所」に定められており、小さい村であるため渡世にする家業も無く、浦手から益田町まで輸送される荷物の荷揚場として、その荷揚げを行うことで生計を立ててきたこと、かつて殿組他が荷揚げ場とされていたが、川が浅くなつたために、下本郷村内の高熊に替わり、さらには現在は下四反田に変更になつたこと、そのようなことは益田町や中須浦の者も知つてゐるとされている。

二箇条目では、新たにこのたび中須浦が川舟を作り、荷揚げをはじめたので、やはり先例（「先ンかく」＝先格）通りに禁止するよう頼んでいる。

今市村が益田町への荷物の荷揚場に定められ、今市の人々がその荷揚げを家業としていたこと、一方で益田町や中須浦がこれに違反して直接益田や中須で荷揚げをしようとしていたことがわかる。

二 一札（中ノ鳴村・中吉田村両村境杭立定書）○墨縁紙

札

○中ノ鳴村  
一此度〇前後永否為御改、出郷御役人様方」御越ニ付、中ノ鳴村之内出給田畠・吉田給田畠都合、式丁老反式畠余歩之分、先年川成前後一  
水否ニ相成候所、中古田村江地先片寄、追々新聞一田畠老「八反前後出来ニ付、引付場無之候」二付、無據此度（新規）御役人様方江右之段「申上候所、中吉田村新聞之儀、御見分之上」御高入ニも相成候儀故、飛地ニも難相成、依面ハ中ノ鳴村地先無之山、尤ニ相  
聞候」得共、引付場所無之与申儀難聞届、何様」川床向中吉田村川

原草付迄引當、双方「村役人孰談之上立会、村策相立、後々」御上

御厄介筋出來無之様、取計」可然旨被 仰付、其段中吉田村江及一

掛合候所、双方和談程能相調、立会」庄屋、兩村役人立会ニ而、村

境目途」杭左之通相立置候、

一老番杭中吉田・牛松村境より見通しニ、有之候、是より

但此所川横三拾間

一武番杭迄立武拾四間

一三番杭迄立拾五間 橫武拾壹間

一四番杭迄立四拾間 橫武拾三間

一五番杭迄立四拾間 橫武拾武間

一六番杭迄立武拾開 橫武拾九間』

一七番杭迄立四拾間 橫武拾八間

一八番杭迄立四拾間 橫武拾九間

右之通相定申候、

「中吉田村桂次郎持分御免除敷向通より、同村そり畑川原邊之間、

「中ノ鶴村分追々」出張候ニ付、前々より掛合有之候得共、中吉田・

村組頭より同村中川原江渡り口左右出張候」ニ付、双方掛合ニ相成、

「立不申候處、此度中川原」筋境相究候、次手以相談双方出張候、」而

場所之〇草晉少々免

「伐払、定杭打渡シ申候、然ル上は」向後右杭より少々ニ而、

茂出張候ハヽ、双方不」及沙汰ニ、勝手次第伐払可申候、為後年」

定書一札依而如件、

中ノ鶴村五人組  
五三郎

同 稔助  
組頭 半兵衛

中吉田村五人組  
喜助

二月  
寛政十二西年

同 太一郎  
組頭 利兵衛

立会 今市孫助  
中領 兵作

中吉田村庄屋  
杜次郎

下吉田  
中ノ鶴村庄屋  
藤井広四郎

### 【解説】

この文書は、寛政十二年（一八〇〇）に中ノ鶴村・中吉田村の境を

定めたものである。

村境が定められることになった経緯は次のようなことと思われる。

先年永否（荒廃地となつたため、税が免除される土地のこと）になつた中ノ鶴村の土地を中吉田村が開発し、新開田畠ができる。中ノ鶴村の永否を調べるために、出張していった浜田藩の役人に、これをどうするか尋ねたところ、双方の村役人でよく相談して新た

に村境を決めるよう指示があつた。このため両村で話し合つたところ、うまくまとまり、立会庄屋と両村役人で立ち会つて村境の杭を立てることになった。

また両村境にある板については、このたび境界を確定したので、今後は特に断ることなく伐採してよいとされている。

今市村の庄屋（中須の庄屋も兼ねる）兵作は立会庄屋としてこの文書に署名しており、このため写が今市村の庄屋を代々務めた金山家に伝わつたと思われる。ただし、兵作は金山家の略図（十五号）には名前が見えない。略図によれば、金山家九代八郎右衛門は寛政九年（一七九七）から文政三年（一八一〇）まで庄屋を務めたとされるので、あるいは八郎右衛門が若い頃名乗つていた名前かも知れない。

「地先」・「片寄」・「引付」・「高入」・「飛地」といった支配の制度について考察するよい事例と思われる。

### 三 乍恐奉願上候口上覺

（堰留により難波のため、分水許容願い）○堅維紙

乍恐奉願上候口上覺

一当所之儀者先年より多人數住居仕候得共、小村ニ而耕作之上地無

御座候ニ付「小商内井二諸荷物上下運取貿等」相持、渡世仕来中候處、西川往来」御堰留被遊候已後、追々東川水勢「無御座候ニ付、

右挾方年々減少仕、近年ニ至候而者、廻船出入一向相成不申、諸

荷物」運送趣談無御座候ニ付、御運上銀追々」減少相成候得共、諸商内不擇ニ付、御上納「難相成仕合、牛増難済仕候、右ニ付、追々

（義金）何種◆◆無御」

隣村御田地耕作仕見候得共、元來「市尾浦手狹不相應電数多有米ニ

御座候故、作物取扱等便理悪敷、是亦「婆世相成不申、苦々敷一統困窮仕候參掛ニ」御座候、然ル处地方浦方共難済之筋」御座候段、

度々御數出御座候由、承知仕」時節相待候得共、只様御運漕相成」

申候趣、左候得者畢竟當村住居、仕候而茂渡世方難相成ニ付、追々退散」「可仕共より外者、致方有御座間敷戦、誠ニ」致代居住仕候村

方相退候段、一統數ヶ敷」氣之毒千萬ニ奉存候、依而何共恐多」御

願申上兼候得共、右御堰留十手筋之内、何卒川船通行相成候丈ヶ」

分水之儀、御許容被仰付候者」渡世方助力ニ茂相成可申哉与、打

寄」内談仕候事ニ御座候、乍恐右之段宜」御聞届被為遊、御慈悲ヲ

以願之通」御許容被仰付被下齊候者」一統雖有仕合可奉存上

候、右堰剤一人夫等御上御厄介申願不申□□」下方ニ而、心配可仕

与奉存候、此段宜」被仰上被下候様奉願上候、以上、

候、右堰剤一人夫等御上御厄介申願不申□□」下方ニ而、心配可仕

與願之通」御許容被仰付被下齊候者」一統雖有仕合可奉存上

候、右堰剤一人夫等御上御厄介申願不申□□」下方ニ而、心配可仕

與願之通」御許容被仰付被下齊候者」一統雖有仕合可奉存上

候、右堰剤一人夫等御上御厄介申願不申□□」下方ニ而、心配可仕

與願之通」御許容被仰付被下齊候者」一統雖有仕合可奉存上

候、右堰剤一人夫等御上御厄介申願不申□□」下方ニ而、心配可仕

與願之通」御許容被仰付被下齊候者」一統雖有仕合可奉存上

文化六己巳年  
十一月廿七日

長右衛門（黒印）  
又左衛門（黒印）  
今市伝次郎（黒印）

長右衛門（黒印）  
又左衛門（黒印）  
今市伝次郎（黒印）

(安藤) 鶴波十一月廿一

立会五人組  
源助(黒印)

喜四郎(黒印)

(安藤) 片山昇祐殿

御庄屋八郎右衛門様

御組頭助右衛門様

前書之通願出ニ御座候、乍悉御聞添被下置候者、一統難有、奉存候、

此段宜被仰上可被下候様』偏ニ奉願上候、以上、

◆(安藤) 金何◆』  
今市組頭助右衛門(黒印)

右同日  
庄屋八郎右衛門(黒印)

(安藤) 今市長右衛門』

南本茂右衛門様

岡本茂右衛門様

南賀入夫様

(安藤) 金山佐吉左御伴

一通り入瀬申所

◆◆◆一口今◆庄屋◆◆◆

○紙縫ぎ自裏ごとに源助と喜四郎の黒印が、最後の紙縫ぎ口裏にのみ二人の黒印に加え、庄屋八郎右衛門の黒印が捺してある。

### 【解説】

この文書は文化六年（一八〇九）に今市村の人達が浜田藩に対しても

窮状を訴え、その解決策を願い出したものである。この文書は、まず惣代らが片山昇祐と今市村の庄屋・組頭に提出し、庄屋・組頭から藩の役人に提出された。片山昇祐・南本茂右衛門・岡本茂右衛門・南條貢大夫は藩の役人と思われる。

今市村は多くの人々が居住していたが、小さい村であり、一分文書にもあったように、益田町などへの荷物の荷揚げと輸送をすることを渡せていた。ところが西側の川の往来が取り止められたため、東側の川の水の勢いがなくなり、荷物の荷揚げと輸送による稼ぎが減少し、近年は廻船も一向に寄らなくなり、税の上納も困難になり、生活が困窮し、農業も試みたが、その人口を支えることはできないと記している。おそらく川の水量が減ったため、廻船が寄港できなくなつたのだろう。このため、廻船の寄港が可能になる程度、堰を開け、分水することを許可してほしいと願い出たものである。

一方文書とともに、当時の今市村の人達にとって、益田町への荷物の荷揚げと輸送が主な収入であったことがわかる。窮状を訴えた文書ではあるが、今市村に多くの人が居住していたこと、おそらく日本海を往来する「廻船」が寄港していたことなどがわかり、当時の今市村が日本海流通の拠点として栄えていたことがうかがわれる。

### 四 乍恐奉御歎申上候口上覚

（二十ヶ年以内の近村の新規商人停止の願い）○堅謙紙

此度 御上様御慈悲之恩召ヲ以、他所「商人井在中新店等義は、市場諸商人共」之妨ニ茂可相成之間、式拾ヶ年以來之名ハ「相止可申与被仰出、一統難有仕合奉」貢候、御推察被下置候通、元來當

所之義は、諸先貿駄質稼等ニ而「渡世仕来候處、近米久城・下本郷

・」乙吉・吉田邊三面・油・墨油・塩・茶・た葉粉<sup>(種草)</sup>等至迄兜賈仕

候仁、次第數多出「來仕、誠ニ以纏四五ヶ村ヲ引當之場所」柄ニ面、

諸色兜賈仕來候私共二御座候」得は、近村之内新店多出來仕候面、」

諸品不捌ニ而難済仕候、只今之趣ニ面は「織之兜賈ニ茂不擢出候故、

誠ニ無「<sup>(毛)</sup>商」、充同様ニ面、扱々數ヶ敷存候ニ付、恐多」御願ニ

は奉存候得共、以「御慈悲ヲ近村」新商人式拾ヶ年以前之通ニ相成

申候様、「御差留被下置候得は、追々當市成立」ニ茂可相成申与、

一統難有奉説候、乍「恐此段宜被仰置被下置候様奉」願上候、以

上、

### 今市場商人總代

#### 三国屋 伝兵衛（黒印）

#### 鳴田屋 林三郎（黒印）

#### 大福屋 又左衛門（黒印）

#### 三原屋 輝治郎（黒印）

#### 山田屋 広二郎（黒印）

#### 三原屋 嘉右衛門（黒印）

#### 嘉右衛門（黒印）

八拾文錢武百五拾匁也

### 五 差上申證文之事（借銀につき）○略縦紙

並上申證文之事

前書之通<sup>(頃)</sup>舉出仕候、御慈悲ヲ以願之通「御聞清被下置候ハ、難有奉存候、此政」宣被仰上可被下候、以上、「

今市祖頭助右衛門

庄屋 八郎右衛門

小川庄右衛門様

田村松平次様

○第一と第一の紙継ぎ日裏に差出の六人の黒印が捺されている。

### 【解説】

この文書は文政一年（一八一九）に今市村の商人達が、久城・下本郷・乙吉・吉田などの近村に新規の商人が増えたため、二十ヶ年以内の近村の新規の商人をやめさせるよう、藩の役人に願い出たものである。いつたん今市の組頭に提出され、庄屋・組頭から藩の役人に提出された。

今市村に多くの商人が店を開いていたこと、油・墨油・塩・茶・煙草などの生活用品・嗜好品が取り扱われていたことがわかる。

右者無據差支ニ付、御頼申上候得は「御貯銀之内御貸被下、悉借ニ受取」申候所相達無御座候、御返上之備名來酉ノ十一月廿五口張尤「質物不移、現錢ヲ以受人より元利無」瀟、急度御返上可仕候、為後念御組頭」某印形取付、尚又御庄屋之御奥印申請、證文差上申所如件、

一下々畠四畝五歩高四升式合

右之通書人申候、丁・期月及延引不埒仕候ハヽ、質所受人江引受、

尤「質物不移、現錢ヲ以受人より元利無」瀟、急度御返上可仕候、為

後念御組頭」某印形取付、尚又御庄屋之御奥印申請、證文差上申所

の鳴田に畠が移るのではなく、まず受人が質物の畠を引き受け、貸し主の鳴田に現金で元利ともに返済するとしている。組頭平治郎と庄屋坂返彦左衛門はこの契約を保証するために捺印している。

この文書は借銀の返済が無事行われたため、借主らのもとに返されたと思われるが、この文書が金山家に伝わった経緯は不明である。

## 六 添證文之事（某の借銀返済につき）○堅羅紙

添證文之事

如件、

借主中須村  
藤左衛門（黒印）  
受人同村  
鶴三郎（黒印）  
證人組頭  
平治郎（黒印）

鳴田平左衛門様

前書之質所承届候、期月相過候ハヽ、「奥印可為反古候、以上、

庄屋坂役  
藤左衛門（黒印）

右同日

○紙継ぎ目裏に彦左衛門と藤左衛門の墨印が捺されている。

### 【解説】

本文書は文政八年（一八二四年）に、中須村の藤左衛門が鳴田平左衛門から借銀する際に提出した証文である。

借銀に際して畠が質物とされているが、返済が済つた場合、貸し主

一貯銀御返済残余程銀注御」座候ニ付、度々御<sup>ノ</sup>請被仰付、奉畏、色々々心配仕候得共、嗣方出来難<sup>シ</sup>仕合而、御貸被下置候様、御歎奉申上候處、以御憐憇御聞済<sup>ス</sup>被下置、千方百<sup>シ</sup>有仕合ニ奉存上候、」依而別紙證文坪附候相認、奉<sup>シ</sup>差上候、尤本證文ニ而者當暮限<sup>ス</sup>皆済可仕様奉申上候得共、持分<sup>ス</sup>田畠之内、過半畠母子懸り合<sup>フ</sup>茂<sup>フ</sup>御座候ニ付、右并借銀書入質物<sup>ス</sup>少々行届兼申候、依面者來ル乍<sup>シ</sup>年迄五ヶ年ニ頼母子返<sup>シ</sup>方相済シ候<sup>ス</sup>得者、質入田畠茂浮地ニ相成候、其外ニ凡八〇毫貫四五百匁丈ヶ之<sup>ス</sup>場所御座候得共、少々趣茂御座候<sup>ス</sup>而書出難仕候、若本人不埒之<sup>ス</sup>節は、書入場所共ニ先拂仕候面、<sup>ス</sup>質物行足不申候共、元利毫厘<sup>ス</sup>茂無不足、請人より急度御上納<sup>ス</sup>皆

文政十三年  
寅閏二月  
今市庄屋  
林次（黒印）

請人五人組  
藤左衛門（黒印）

同 林一郎（黒印）  
同 組頭 長右衛門（黒印）

借銀の返済は無事行われたようで、この証文も返却されたものと思われる。

松本多十郎様

○紙縫ぎ目裏ごとに差出の四人の墨印が捺されている。

【解説】

この文書は文政十二年（一八三〇）に、今市村の庄屋・組頭ら四名が藩の役人に提出したものである。「添証文」と冒頭にあるように、誰かの借銀契約の変更に際して、それを差出の四人が保証したものと思われる。差出の一人今市庄屋の林次は、略譜（十五号）に文政三年（一八二〇）年より今市村の庄屋を務めたと見える、金山家十代の林治である。

借主の返済は滞っていたようで、藩の役人から返済計画の見直しを求められたようで、契約内容を変更し直したようである。その際、質物の田畠が定められたが、それらはすでに賴母子の質物にもなついたようである。また、他にも一貫四五百文ほどの価値の場所もあつたが、なんらかの事情で質物にできなかつたようである。

このような状況で差出の四人は借主本人の返済が滞った場合は、請人である自分たちが必ず元利ともに返済すると誓うことで、借銀契約変更の内容を保証したものである。

七 御巡見様竹中彦八郎様御合印鑑形○横平

（表紙）

天保九戌戊年五月

御巡見様

竹中彦八郎様御合印鑑形

人馬支配方今市庄屋

林治

○○ 合印

大谷村代郡

健重郎

（1頁目）

大保九戌戊曆閏四月下旬写之

御巡見使

竹中彦八郎様御合印品々鑑形

三冊之内 益田組人馬支配方

（合印）

（2頁目）

定紋丸之内

九枚籠

（家紋）

タニ

マキ

(5 頁目)

黒染

黒塗笠

(黒塗笠絵図)

腰差提灯

定紋

丸ノ内

九枚輪

(6 頁目)

(3 頁目)

高張提灯丸之内九枚笠合印中之字

(提灯絵図)

箱提灯紋合印共前同断

(提灯絵図)

(4 頁目)

持鉢

黒破

太刀 (繪絵図)

打手

湖道

具白

(繪絵図)

刀打

荷印地

緋白

(荷旗絵図)

(船印絵図)

之内

九枚

捲白

地祇

船印

紋丸

之内

九枚

(6 頁目)

(提灯絵図)

(7 頁目)

陳尺挾掛繪淺黃染分

(挾絵図)

家來繪印金草

(錦印絵図) 石餅白

陳尺看板地黑

紋黃 (繪図)

(8 頁上)

押羽織

地黑紋

(羽織繪図表) 黃

陳尺

足輕中間

(羽織繪図裏) 中間

足輕中間

(9 頁上)

中間

法被 (法被繪図表)

地卷

色紋

石餅 (法被繪図裏)

(10 頁目)

侍火事

羽織地 (羽織繪図表)

紺丸之

内九枚

簾 (羽織繪図裏)

(11 頁目)

徒上火

事羽織 (羽織繪図表)

地黑紋

石餅白

足輕中間

(羽織繪図裏) 侍火事

合印赤 (繪等繪図)

(12 頁口)

足輕中間

地卷 (繪等繪図)

色紋

石餅 (法被繪図裏)

【解説】

(13頁目)

侍の張丸提灯

紋合印高

張之通 (提灯絵図)

弓張提灯前同所

(提灯絵図)

この文書は、次の八号文書とともに、天保九年（一八二八）の幕府の役人の巡見に対応するために作られたものと思われる。  
本市の庄屋であった林治は、大谷村「代郡」の健重郎とともに、この巡見使の「人馬支配方」（荷物持ちの人夫や馬を差配する役職と思われる）を担当していたようである。

この文書には巡見使竹中彦八郎およびその家臣らの家紋・提灯・槍

・笠・船旗・羽織などの様式を挿絵入りで記している。応対に際して

間違いないようを作られたと思われる。

八 御巡見様御通行二付御案内手控○横半

(表紙)

大保九戌年

御巡見様御通行二付

美濃郡丸茂村

御案内手控

新宅嘉兵衛

(中表紙)

大保九戌年

御巡見様御通行二付

美濃郡三隅組

御案内手控

丸茂村嘉兵衛

(裏表紙裏)  
竹中彦八郎様

白  
(法被絵図裏)

足輕法  
被地松 (法被絵図表)

葉色紋

(一貳四)

奉德永高木

御打年十八

(2頁正)

御選見様御通行之次第

松平周防守様御打人より

卷之三

(貼り紙、次の二部分に貼られていたと思われる)

稻葉清左衛門様

市橋三四郎

徒永軒丹様

此後十六年目二

一  
万  
和  
元  
西  
年  
七  
月  
十  
四  
日  
澆  
田  
澆  
口

○ 護防盜之軸樣千五百石

御三殿様

○○石川大陸  
樣五七百石

水谷五郎兵衛様	太田專太郎様	桑原勘太夫様
古川良右衛門様	後藤源兵衛様	高木忠左右衛門様
大塚村右衛門様	服部久右衛門様	佐橋臣兵衛様
此間三拾年目三常り	御通行被遊候	此永七寅七月朔日三隅泊り
（貢目）	（貢目）	（貢目）
関川与兵衛様	岩瀬吉左衛門様	森川六左衛門様
此後八年目二當り	（略）	（略）
仲通行	（略）	（略）
落合源右衛門様	（略）	（略）
平保一酉年五月廿五日濱田泊り	（略）	（略）
松平与左衛門様	（略）	（略）

遠藤源五郎様

此後三拾年目二當り

御通行

（貼り紙、次の二部分に貼られていたと思われる）  
「一延享三年五」

「一宝曆十一巳六」月十九日三匁泊り

小幡又十郎様

板橋氏部様

伊藤兵庫様

（4頁目）

此後十六年目二

御通行

一宝曆十一巳六月

阿部内記様

杉原七十郎様

弓氣多源七郎様

此後廿九年目二

御通行

一寛政元酉六月十五日三匁泊り

石尾七兵衛様武千武百石

花房仙五郎様千百石

小濱平太郎様千百石

此後五十年目二

御通行

〔重九〕

松平右近衛様御打入之口  
（貼り紙、次の二部分に貼られていたと思われる）  
「一天保九年五月廿二日三匁泊リ」

「一二隅組御支配浅倉庄蔵様  
桑山忠太様」

（5頁目）

（家紋）諏訪殿舗様千五百石

（家紋）舟中彦八様 千石

（家紋）石川大膳様 七百五拾石

△

御用八六人

諏訪（水谷五郎兵衛様

多田専太郎様

作（桑山忠太様

大塚村右衛門様

石（後藤源兵衛様

△

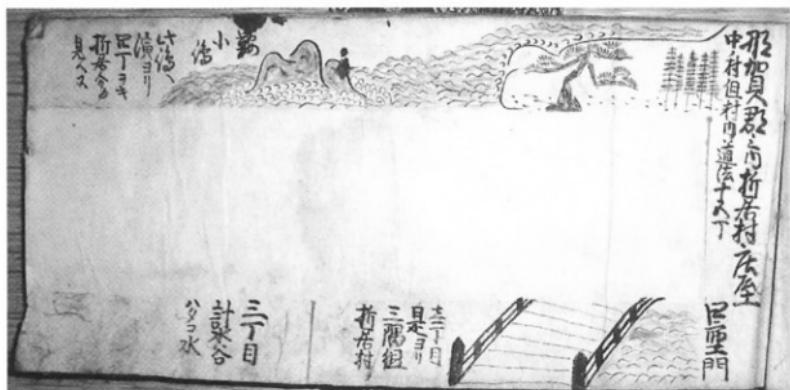
古川良右衛門様

御給人御目附役兼る

鈴木聰兵衛様

〔中田新左衛門様  
伊藤恵左衛門様

作	(7 頁 目)	謙	御供頭御納戸役兼る	作	(杉田辰之丞様 堤巳之助様 梶口惣左衛門様 伊藤宇右衛門様 梅園總右衛門様 好丹治様)
		(五味 久米 片上 益山 長次郎 様)	(増山 鉄藏 内流 三郎 様)		
作	(8 頁 目)	謙	御中小性御近習	作	(山本 銀之助 多田 右作 様)
		(兵衛 様)	(竹村 伴次 郎様)		
作	(9 頁 目)	石	御用人物役	合	(長谷 鎌藏 増田 啓蔵 島田 弘兵衛 様)
		(沢田 市平 様)	御從日附 ◆庫助様		
作	(10 頁 目)	作	六人名前不知	合	(六人名前不知)
		(多田 右作 様)	御用人御範馬附役		



見折四演此  
 へ居丁ヨ嶋  
 ス分フリヘ  
 よキ  
 り

(8頁目)  
 中ノ村但村内道法十五丁  
 那賀郡之内折居村庄屋

折三是毫  
 居隅ヨ丁  
 村組リ目

四郎工門

八計三  
 夕水丁  
 口谷目  
 水

高僧傳

褐色

1

道  
南  
山  
東  
北

卷之三

松原十郎  
七下目  
道多  
田中二  
アリ

生の而古事記に似て之

卷之三

西蜀

卷之三

清江集

卷之六

三

二十一

是ヨリ  
平原村  
吉子

高百八拾壱石三斗五升七合	内百六拾石三斗七升三合	田高	道ヨリ
一式拾石九斗八升四合	一拾壱石三斗五合	年々水否	内
一七石八斗七升六合	一残百六拾武石一毫斗七升六合	万用捨引	
道ノ下タ	免六ツ三厘		
田ノ中二	此取米		
アリ	一口米三石四斗武升武合七勺		
原井鉢	九拾壱石七斗九升武合壱勺		
西村	一升高百七拾三石四斗八升壱毫		
御休より	一夫米武石九斗四升九合七勺		
平原村	一小物成銀一百武拾四匁九分		
御茶屋	一浮役銀一拾九匁武分		
宅里八丁	斗代一田十八六四武		
迄	一烟上中下		
折居樓より			
二十五丁			

(10 頁目)

那賀郡之内  
下ノ村但村内道法十五丁

周布  
平原村庄屋  
茂左衛門

那賀郡内  
下ノ村但村内道法十八丁  
大林山道  
八丁目

一人高式百八拾九人  
内  
医師  
盲僧  
百姓家内  
百三拾七人  
五老人  
老人

折居村  
橋より  
平原  
御休迄  
二十五丁

茶や

御殿

所來  
下往

右之辻

男  
女  
医師家内  
百四拾八人  
老人

一寺大摩山別當  
尊勝寺  
但室谷村之内也  
寺領三拾石也

一牛五拾七疋  
一馬拾六疋





小川	橋土	ミソ手	見岡イ申候 エ見サヘルニイハ 白山見 而ハ	岡見 見茶 へ	當り 見茶 へ	右御茶 より西南 やニ	御石休田 四十休四迄 茶屋小川 丁	右無事屋 御休田石川 清佛道 南岡茶 有岡茶 白雲 雪雲 常夏 墨夏 白出見 イサヒ 足音 是近 木下月村 是近 木下月村
----	----	-----	--------------------------------	---------------	---------------	-------------------	----------------------------	---

(11頁)

老岡是 丁崎より 目村	十平是 五原迄 丁村 目	立置リ 二丈五尺 廻リ	此松 イツキ 十一 三本 丁目	右同所 平原ニ 當山ト 言
-------------------	-----------------------	-------------------	-----------------------------	------------------------

那賀郡内岡崎村庄金

(122頁)  
上ノ村但村内  
道法三拾丁四十間

倉助

子落之  
小川橋  
湊往来

高五百三拾壱石武斗五升壠合  
内三百五拾壠石武斗五升壠合  
一百七拾武石九斗六合  
年々水否  
残三百八拾九石三斗五升武合  
万用捨  
免六ツ七步式厘  
此取米  
武百六拾壠石六斗四升五  
一口米九石壠斗五升八合  
一口米九石壠石六斗四升五  
一升高五百九石八斗九升四合  
大米八石六斗六升八合  
一小物成銀  
浮役銀五匁九分  
一斗代  
一畠田十四十三十一  
一畠上々上  
一畠九七五  
一畠中  
一畠三  
一畠半  
一屋舗八ツ定  
一屋舗八ツ定  
大神元社  
小明神社  
往來より東二  
十三丁  
四十間  
迄市宿  
此御休より  
茶屋  
カ  
ゴ  
バ  
タ  
カ  
下往  
石田  
士橋  
小川



是  
向  
丁  
う  
田  
村

真言宗  
正法寺  
寺領三石  
同  
真宗  
淨蓮寺  
同  
正樂寺  
專  
正寺

釋  
水福寺  
寺  
無寺領

一人高九百武拾六人  
但四百七拾人  
内  
町人

男

社僧  
盲医人  
寺内  
虚无僧  
武夫人  
武夫人  
老夫人  
拾武夫人

女  
社家内  
虚无僧  
三人  
拾老人

右之辻  
百性内  
四百四拾八人  
老人

一家教  
百四拾四軒

御社  
五ヶ寺  
市町  
高札場  
壱ヶ所

一牛四拾七疋  
一馬四疋

是  
十  
岡崎村  
丁  
四十間

御制札所

三町  
三丁  
人家  
有

三城  
と申  
主  
伝入  
候道

城高  
今城  
尾山  
金

寺  
正真言宗  
二  
寺  
王石  
門

那賀郡之内向う田庄村屋  
上々ノ村但村内道法十五丁十六間

天神社  
社領壱石

善三郎

高三百九拾六石八斗三合  
内八拾石四斗五升五合  
免六ツ八步八厘  
此取米

一七拾六石七升六合  
武百拾五石三斗八升三合

一七石六斗六升九合  
年々永否

残三百拾三石五升七合  
万用捨

一口米七石五斗三升三合  
生高三百八拾九石壱斗三升四合

夫米六石六斗壱升五合  
小物成銀

一ヤシキ八ツ定  
浮役銀

一百■拾六匁六分四厘  
斗代

一田十六十五十二九  
一烟上々上中下下々  
一ヤシキ八ツ定  
一家数百五拾九軒

七丁目  
二本松

無境洞明寺  
寺領除地

見極樂寺  
此所ヨリ  
ヘル寺ヨリ



(15頁目)



		一人高七百武拾七人		
		男	内	
千神	大明神	百性家内	三百四拾武人	百医僧
養父神	坂ノ王子	寺内家内	三百七十九人	三百七拾九人
千神	天満宮	除地也	五人	三人
大明神	大歲神	無寺領也	毫人	武夫人
養父神	坂ノ王子	右之社	右之社	右之社
千神	禪洞明寺	内	三百四拾武人	三百七拾九人
大明神	極樂寺		百医僧	百医僧
大明神	真宗		三人	三人
千神	極樂寺		武夫人	武夫人
大明神	真宗			
一社五ヶ所		百人		
千神	真宗			
大明神	極樂寺			
養父神	真宗			
坂ノ王子	極樂寺			
大明神	真宗			
坂ノ王子	極樂寺			
一百六拾武尺		百人		
一馬毫疋	一千五百四十丈			

古是 丁市より 日場	ナタブ	向う 十六五 間	是迄 十 田 村	真宗 極樂寺
------------------	-----	----------------	-------------------	-----------

那賀郡之内古市場村莊屋  
上ノ村但村内道法十丁廿四間

斎藤廣吉

高六百六石七斗毫升八  
内 四百三拾三石七斗一升八  
百七拾武石九斗九升六合  
田高

烟高

内 高  
町 漬浦

一六拾毫石五斗武升六合  
一百七拾五石八斗三升五合  
残三百六拾九石三斗五升三合  
免七ツ三步五リ

北

埠下  
埠二當  
埠高

此取米  
武百七拾毫石四斗七升四合  
一口米九石五斗武合  
小物成銀  
生高五百四拾五石毫斗八升八合  
浮役銀  
一夫米九石武斗六升八合

埠高

埠下  
埠二當  
埠高

此取米  
武百七拾毫石四斗七升四合  
一口米九石五斗武合  
小物成銀  
生高五百四拾五石毫斗八升八合  
浮役銀  
一夫米九石武斗六升八合

埠高

埠下  
埠二當  
埠高

湊浦  
七斗八升八合  
免七ツ九步  
三厘

高拾六石  
免七ツ九步  
三厘

尤烟高計  
人家  
百六拾三軒

尤烟高計  
人家  
百六拾三軒

小物成銀  
生高五百四拾五石毫斗八升八合  
浮役銀  
一夫米九石武斗六升八合  
斗代  
一田十四十三十二九  
一 烟九上々 中 下 下々  
一 墓舡八ツ 七  
五  
三  
一  
半

小物成銀  
生高五百四拾五石毫斗八升八合  
浮役銀  
一夫米九石武斗六升八合  
斗代  
一田十四十三十二九  
一 烟九上々 中 下 下々  
一 墓舡八ツ 七  
五  
三  
一  
半

屋舡ハリ  
人豪  
石事新  
人豪  
之手  
人豪  
計代  
一田  
一田  
中 下 下々  
一  
半

屋舡ハリ  
人豪  
石事新  
人豪  
之手  
人豪  
計代  
一田  
一田  
中 下 下々  
一  
半

埠下高



同	真宗 妙光寺	真言宗 領恒寺 三石	大權現社 八幡社 光明神社	鷺茂針	
---	-----------	------------------	---------------------	-----	--

一 馬六莊	牛 七拾四莊	一 漁船武拾八艘	一 寺三ヶ寺	女 百姓家内 四百三拾六廿人	男 医僧 四百廿七人
----------	-----------	-------------	-----------	----------------------	------------------

高岡 是 丁見村 目より	古市 十村 是 丁廿四間		此御休 焼岡 堂御休 十三休 丁へ	テタゴカ	上 高市 十 休 七 丁
-----------------------	-----------------------	--	-------------------------------	------	-----------------------------

那賀郡之内岡見村庄屋  
中ノ村但村内道法毫リ七八間

熊太郎  
三浦万平

須津浦二  
妙見社  
無社領

高六百拾四石八斗六升  
内五百拾九石六斗三升  
九拾五石武斗三升

田高

八幡

社宮

五石

申

五石

燒辻堂  
宮ヶ迫山  
御休より  
西下リニ

一七拾壱石九斗九升  
万用捨  
残五百武拾九石武斗七升八合  
免六ツ五歩七厘

田高

八幡

社宮

五石

申

五石

三十三丁目

一口米拾七石九斗七合  
三百四拾七石九斗八合  
此取米

田高

八幡

社宮

五石

申

五石

道より北向イ  
ニ當リ  
イカリ山

生高五百九拾四石四斗六升武合  
夫米拾石壠升六合  
一小物成銀  
一四百武拾八匁壠厘  
浮役銀  
一百目五分式厘

田高

八幡

社宮

五石

申

五石

四テ

田高

八幡

社宮

五石

申

五石

四カ

田高

八幡

社宮

五石

申

五石

四ノ

田高

八幡

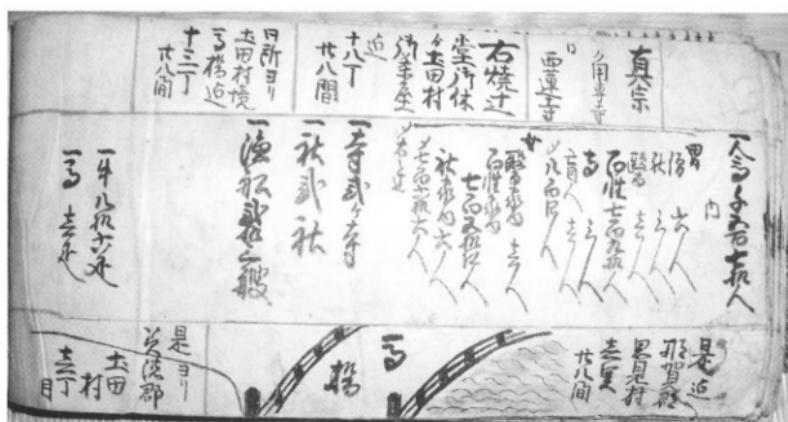
社宮

五石

申

五石





十馬橋	同土田	右燒辻	真宗
廿三丁	同土田村所ヨリ	御休辻	角專寺
迄	境	より土田村	西蓮寺
十八丁		十馬橋	同
廿八間		右燒辻	
		由	

一馬牛	一社武社	一右之辻	一女	一人高千五百七拾人
八拾六疋	武社	七百六拾六	八百四人	男僧
正	一漁船	人六四	百性内	寺
	武社拾三艘	人六四	七百五拾四人	七百九
		人	壘人	盲人

美是	廿壘岡那
土濃ヨリ	八里見賀迄
郡リ	間村郡

美濃郡之内上田村庄屋  
中ノ村但村内道法十四丁三十間

寺戸次郎八

青浦山

高式百五石老石斗九升三合  
内百九拾老石四斗七升  
拾三石七斗武升三合

村境  
馬橋より  
迄三丁休

一四石七升毫合  
一三拾七石武斗三升八合  
免六ツ一步五リ

田高  
茶屋

残百六拾三石八斗八升四合  
一百石七斗八升九合  
一口米三石五斗武升七合六勺

原御丁休

此取米  
一百四拾六勺八分  
浮銀

巴

一生高武百老石老石斗八升四合  
夫米三石四斗八升九合毫勺  
一小物成銀  
一百四拾四勺八分

來往

斗代  
一烟上々上  
一屋舗八ツ  
一烟八  
一烟上々上  
一屋舗八ツ

下

一烟十三十二  
一烟八  
一烟上々上  
一烟八  
一烟上々上  
一烟八

往来

生高武百老石老石斗八升四合  
夫米三石四斗八升九合毫勺  
一小物成銀  
一百四拾四勺八分

巴

浮銀  
一百四拾六勺八分  
浮銀

來往

生高武百老石老石斗八升四合  
夫米三石四斗八升九合毫勺  
一小物成銀  
一百四拾四勺八分

巴

浮銀  
一百四拾六勺八分  
浮銀

來往

生高武百老石老石斗八升四合  
夫米三石四斗八升九合毫勺  
一小物成銀  
一百四拾四勺八分

巴

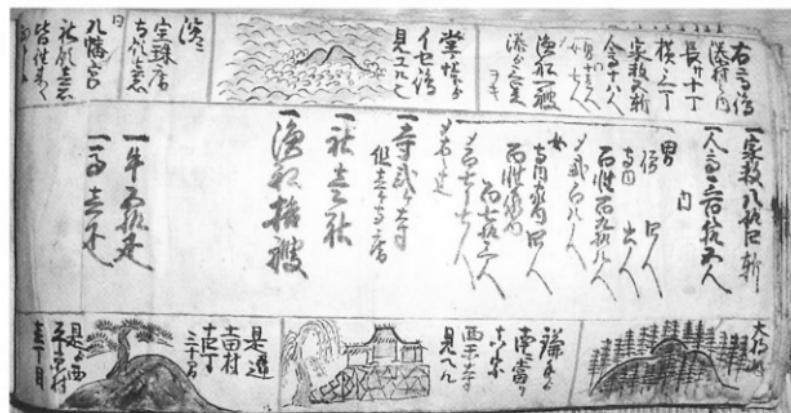
浮銀  
一百四拾六勺八分  
浮銀

來往

生高武百老石老石斗八升四合  
夫米三石四斗八升九合毫勺  
一小物成銀  
一百四拾四勺八分

巴





右高嶋 湊村十丁内	一家數八拾四軒
人家數五十五軒	一人三百八拾五人
横三丁丁内	男内
高十八人	女内
八十老人	男内
女七人	女内
漁船一艘 より三里	式百八人
漁ノ塙より ユセ崎也	百性百九拾八人
見イキ也	寺内僧
寺領老庵石	百姓家内四人
宝珠庵二	百七十人
演二	百七十七人
不皆社八同 申往幡候 へ石	寺武ヶ寺
一一牛五拾疋	但老ヶ寺庵
一一馬老疋	一漁船拾穂
是遠村	一社老社
西平原	右之辻
是平原	百七十人
是より西	百七十七人
十土田村	三人
三四丁村間	四人
大特山	六人
見ヘル寺	四人
真宗西樂寺	三人
鎌手二當	四人
南ニ當	四人
見ヘル寺	四人

美濃郡之内西事村庄屋  
下ノ村但村内道法式丁廿三間

下村

庄屋

内道法式丁廿三間  
武拾石五斗三升八合烟高

百八拾石七升四合  
武拾石五斗三升八合烟高

名所

古跡

十  
シ  
古跡

一斗拾石  
免四斗六步

内

美濃郡之内西平原村庄屋  
下ノ村但村内道法式丁廿三間

高武百九石六斗七升武合  
内武拾石五斗三升八合烟高

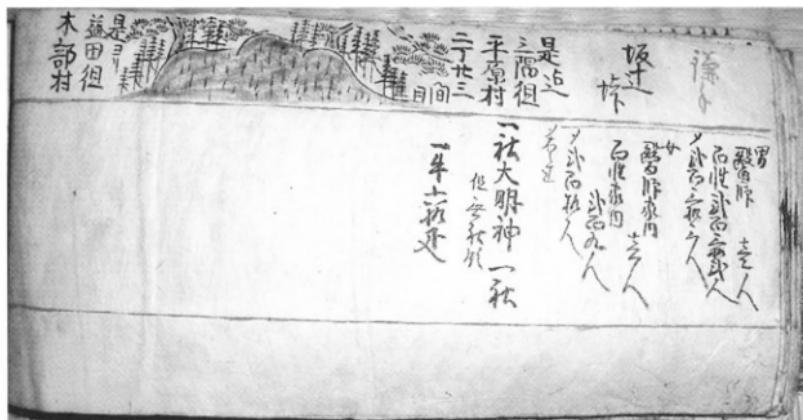
百八拾石七升四合  
武拾石五斗三升八合烟高

内

鉄左衛門

士田  
御茶  
屋村  
木部  
村組  
益  
田  
境  
迄  
下  
三  
丁  
ナ  
リ

士田  
御茶  
屋村  
木部  
村組  
益  
田  
境  
迄  
下  
三  
丁  
ナ  
リ



木益是  
部田ヨ  
村組リ

目間三  
二丁原組  
三丁甘村  
是迄

一錘手一

男	醫師家内	老人
女	百姓家内	老人
百性武百三拾三人	武百九人	老人
武百三拾三人	武百九人	老人
医師	百姓	老人
右之辻	武百拾人	老人
社大明神一社	百姓	老人
但無社領	武百九人	老人
一牛六拾疋	武百九人	老人

一寺三拾四ヶ寺  
式ヶ村條郷之内

熊ノ山村濱村

總高八千七百九拾石八升武合

内

四百三拾五石武斗二升九合

千式百三拾六石七斗三升九合

萬用捨  
残七千七拾八石七升八合

此收米

四千九百五拾五石六斗四升七合

但見取米場所年貢入共三

一口米百七拾三石七斗三升五合七勺

一生高八千式百九拾六石五斗三升八合

人米百四拾壹石四升七合

小物成銀  
五貫九百七拾三勺五分

(25 頁目)

浮袋銀  
一貫式百八拾日六分六厘

折役銀  
一貫四百六匁四分九厘

一家數三千八百四拾九軒

一人高老万五千四百六人

内  
内

僧九拾九人  
男七千八百三拾九人

女七千四百六拾八人

一寺三拾四ヶ寺  
内  
社領三拾八石九斗七合

拾老ヶ寺六拾三石式斗八升四合

武拾老ヶ寺無寺領之分  
庭同断

一社三拾老社

内  
社領三拾八石九斗七合  
拾八社  
無社領なり

武拾老ヶ寺無寺領之分  
庭同断

(26 頁目)

一御厨札場式ヶ所

内  
老ヶ所  
上市町之内

内  
老ヶ所  
みなと二有

一廻船式拾木艘

内  
老ヶ所  
上市町之内

内  
老ヶ所  
西河内村

上同み西岡古折居  
田所な河見市居  
村川と内村場村  
船 村 村

一 古城跡三所

高城山内

岡崎村之内  
古市場村之内有茶臼山  
針薙山

高嶺

但

長サ拾丁

家数五軒  
人高拾八人内  
漁船老艘

機

三拾丁

人

男拾老人  
女七人御立山六ヶ所  
高岡山

大麻山とも申候

御立山六ヶ所

蛇鹿山  
岡ヶ平子谷山  
茂城山  
山山山丸河郡  
市崎谷茂内村  
場村村之之内内内内  
内名所老ヶ所  
室谷村之内

大麻山とも申候

御城下外ノ浦  
同郡内  
古野市  
古野市  
内  
遠見番所三ヶ所内  
内  
内  
内  
内  
内

(28 頁目)

一 御朱印寺社  
益田上本郷村  
瀧藏權現社  
六拾石御座候銅山老ヶ所  
都茂村二有

當時休山仕候

一牛千五百武拾四疋

一馬八拾七疋

是より

御尋之次第御受答

左之通り

(29 頁目)

右場演ノ城下

一所城山  
亀山と申候

一上手御門東向キ

一御城下町歌八町

辻町  
新町  
片庭町  
原町  
町物町  
門辻町  
内  
内  
内  
内  
内  
内

此外裏町横町不記

札ハ銀通用ニ御座候

御高札弓之儀ハ御地頭様

役人ヘ申入候

一陣屋領内ニ御座なく候

浦方出入荷物歩・之儀ハ其手之役人ヘ相尋申上候

一村々検見取ニ候故ニ御尋候ハ、」定先ニ而前々検見引十ヶ年、平

均ヲ以、御用捨高上下候、是ヲ「奉定御用捨」と言候、然レ共、不

作之節ハ御願申上候得者、御見分之上、右御用捨高其外御引方」

被下候趣ニ可申候

(30頁日)

薪銀之儀ハ根本奉存候

夫口米之儀も根本不奉存候

一御年貢米御城下より遠方ハ、牛々柏場ヲ以銀納ニ被仰付候

一紙之儀ハ上納仕事候得者、御地頭

御地頭様より代米御年貢ハ、御立被下、百姓共筋手宣御座候

一道筋宿場休等ハ

御地頭様より條露料被下候

一新田新開無御座候

一麻糬懸ケ候所無御座候

一村々百姓共鉄砲ハ所持不仕候、「鹿おとしとして御かし被下、秋か

り」之上仕候得者、御返上仕候

一道橋音譜之儀ハ在大共ハ「被仰付、相応之扶持米被下候

一金銀鑑鑑山無御座候

一鐵山通筋ニ無御座候、此烟農業之障リ故、休山仕居候

一石見名物ハ長瀧桶二(ヨウヨウボウ)「おふわ」劍ニ御座候

(31頁日)

一小鉄山ハ山々見立ヲ以、水を取、妙鉄ヲ洗取申候

一宗門御改之儀ハ春秋兩度」御座故、うろん之者無御座候

一百姓之内飢人宅人も無御座候、凶年之節ハ御地頭様ヨリ「米麦塙

等被仰付、御救御座候

一百姓之内浪人者無御座候

一預り人宅人も無御座候

一御仕置之儀ハ方事

御情慾厚、一統種有存奉候

一茶山シ米之儀、先々より詫御座候而一差出候趣承及申候得共、一細

々不奉存候

一御領内ニ闇所無御座候

一人足賀ハ壹里十六丈定

一駁貨壹里三拾武丈定

一御領内「惣村數高等之儀ハ委敷不奉存候

(32頁日)

道法之事

一 同村同所より	一 折居村境より	同村同所より	(平原村境迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(平原御茶屋迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(武拾五丁なり
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(岡崎村境迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(三拾丁なり
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(石田小川御茶屋迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(四拾七丁なり
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(上市宿場迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(老里廿四丁四拾間
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(三里三十一丁四十一間
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(五十丁目
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(岡崎村境迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(右田小川御茶屋迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(三拾丁なり
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(右田小川御茶屋迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(三拾丁なり
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(上市宿場迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(老里九丁四拾間迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(十七丁なり
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(石田小川御茶屋迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(高下丁なり
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(上市宿場まで
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(三十五丁四十間
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(木部境迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(武拾九丁四十一間
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(組西村境より
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(木部境迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(三里三十四丁四十一間
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(木部境下より
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(市御泊より
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(益田御休迄
一 同村同所より	一 同所橋より	同村同所より	(三里十九丁廿六間

益田泊りより、山上村へ四里九丁  
 津和野領 漢田より、益田へ  
 漢田より、益田へ  
 大森へ  
 滝田へ

三十武り  
 斗四升  
 拾三里ほど

津和野領 松江へ  
 滝田より、廣島へ  
 廿五リ

三十六升  
 拾三里

(36頁目)  
 長州へ  
 十八里

#### 運上もの覺

一小物成銀之事  
 石薪六リ  
 七匁穴一匁穴

(川役船  
 上巻匁七分式  
 中巻匁四分式  
 下巻匁四分式り  
 五匁

廿八里

五匁四分  
 水大役  
 三十六匁七分  
 (鈎役)

十八里

一浮役銀之事  
 五匁八分  
 大工

月六分六里  
 月船人上り  
 月式分七リ五毛  
 酒場

十八里

月式分七リ五毛  
 木引道  
 かじ

十八里

浮木石之事  
 一老本六合  
 一老株三合  
 倍老株三合  
 桑老本三合

十八里

(37頁目)  
 穴連上銀七匁  
 斗四升  
 此運上銀壹文二り宛

■三郡

拾九ヶ村  
 但内六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾六ヶ村

那賀郡  
 美濃郡  
 濱郡  
 見田組  
 原井組

一拾六ヶ村

内拾六ヶ村  
 六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾六ヶ村

御領分  
 但内  
 銀山境  
 志村  
 より

邑智郡  
 跡市見組  
 原井組  
 不隣内

一拾六ヶ村  
 内拾六ヶ村  
 六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾六ヶ村

御領内  
 ■百四拾卷ヶ村

内拾六ヶ村  
 六ヶ村  
 々々拾六ヶ村  
 々々拾三村  
 々々拾三村  
 々々拾三村  
 々々拾三村  
 々々拾三村

益田  
 吉田  
 泽  
 市木  
 より  
 漢田迄

御領内  
 ■百四拾卷ヶ村  
 一廿五ヶ村  
 一廿六ヶ村  
 一廿六ヶ村

三隅組  
 原井組  
 原井組  
 不隣内

(38頁目)

一六ヶ村  
 一三拾五ヶ村  
 一六ヶ村  
 市跡木組

十八里

一當組内道法四里廿七丁十二間  
但折井村境橋より平原村組

境松ノ木迄道法  
西境益田越坪

御領分境番所ヶ所

但東境島久志村

一舟着渡五ヶ所

九 乍暉御尋ニ付申上候口上覺（歎染垣をめぐる騒動顛末書）○堅紙

乍暉御尋ニ付申上候口上覺

兼西歎染垣御預申上質候處、未「御沙汰無御座、廿二日出水之後者」  
別面心せき、度々村方江中出」仕候「付、村役人中より御遣ニ御書」

被下候故、廿五日追々向二人宛町宿江」伺ニ罷出、多人數ニ相成候處、  
人の巡見に対応するために作られたものと思われる。巡見使からの質  
問にすぐ答えられるよう、様々な情報が詳細に記されている。

その具体的な内容は、大きく三つにわけることができ、第一に過去  
の巡見使の情報、第二に折居村・周布平原村・岡崎村・向田村・古市  
場村・岡見村・上田村・西平原村の庄屋・高・人高・寺社・名所古跡  
の情報、第三に三隅組全体の詳細な情報である。第二の各村の情報に  
は名所古跡の挿絵があり、特徴的である。残念ながら折居村の人高・  
寺社の項および周布平原村の高の項は、断紙がはがれている。

いずれの情報も非常に詳細で、この地域の近世史を調べる上で非常  
に参考になる史料と思われる。

もともとは表紙にあるように、美濃郡丸茂村の新宅喜兵衛が作成し  
たものと思われ、天保九年の巡見使の「人馬支配方」（七号文書）を

命じられた今市庄屋の林治が借り受けたか、譲り受けたものと思われ  
る。

打寄候而御沙汰相待候」儀」、不苦様ニ奉存候処、御法度」相背候ニ  
相当候段、御察當被御付候」而者、「一言之申說無御座奉恐人候」、此  
上如何様御吟味被御付候而茂、「申上候儀者無御座候、右御尋ニ付」

有成奉申上候、以上、

戌九月廿八日

今市百姓

多助

立言

同五人組

喜左衛門

御庄屋

林治

御組頭

長右衛門

右之通私共立会和調候面、申口書留仕置候處、相違無御座候」此上

行届不申御不審之儀茂」御座候者、御吟味可被御付候、以上、

細頭

長右衛門

庄屋

林治

#### 十 頌母子証文難形○懸闇

頌母子証文之事

一正銀五卷目也、右者何右衛門殿始第八番私江」札當り、前書之」  
銀辻、體三受取」申候、返弁之儀は「御定之通、年々、急度返済可」

申候、

此實物左之通

この文書は、今市村の百姓多助が藩の役人に提出したものとの写しで  
ある。一度庄屋・組頭に提出され、彼らの一筆が加えられた上で、藩  
の役人に提出された。

#### 【解説】

林治は略譜（十五号）によると文政三年（一八二〇）から庄屋を務

但凡三町程』

一上田三反歩高三石  
一中畑八畝歩高式斗  
一山林老ヶ所

めており、在職中の可能性がある成年は、文政九年（一八二六）、天  
保九年（一八三八）、嘉永三年（一八五〇）、文久一年（一八六一）で  
ある。

多助は藩の役人から歎采垣を預かっていたが、それについて何の連  
絡もないため、問い合わせようと役所に出向いたところ、上木郷村・  
乙吉村の人々が聞きつけて大勢集まり、騒動になってしまった。この  
ため、多助は取り調べを受けることになり、庄屋と組頭および五人組  
の喜左衛門が立ち会って、この顛末書が作成されたと考えられる。

このような騒ぎが起きた原因として、幕末の政情不安があつた可能  
性がある。

一酒場毫ヶ所

株高百五拾石

造米高武百石』

一酒場毫軒

一五尺桶拾五本

一四尺 八本』

半切七十五

小道具不残

袋六百九拾表』

漁船老渡井二

掛石共ニ其外

諸品老式』

一居宅老軒

一土蔵五軒

ノ右之社』

内

御年貢諸役、引我貢入米』四石八斗七升六合』五匁二才式毛、『右之

品々書入』置候間、千萬、『返弁不埒之』節者、前書之品』不殘請人

方江』引受、御連申江』は現銀◆急度』返達可申候、為』後日御庄屋

之』御奥判・御』組頭衆印形井ニ』受人相立、證文』和認メ人置申

處如件

弘化二年 取士何屋屋  
正月吉日 受人何村  
正月吉日 何兵衛門

賴母子 譲人祖頸  
賴母子 何左衛門

御連衆中

#### 【解説】

この文書は、賴母子譲から借銀する際に、提出する延文の難形である。

賴母子譲は、人々が集まつて講を結成し、少額の米穀・錢貨を拠出して、抽選などの方法で講中の者に融通する社会慣行である。

#### 十一 御仲済御札一札〇堅紙

御中済御札一札之事

「去ル未之年乙吉村八歳与取引放障」出来仕候而、御村方御危介ニ相成候段恐入」奉存候得共、無余儀參り懸ニ付、只様年延ニ相成候處、此度貴家御心人ヲ以御中済被成下、『其上御西村之處、御相拶被成下、於御村方ニ』茂格別之御掛引ニ以、品態御済被下』候段、別面難有仕合奉存候、依而御中済』御札一札奉上質申候處、依而如

件

嘉永七年

正月日

本人系ひすや  
安左衛門 (墨印)

ミしまや  
伝右衛門殿

### 【解説】

この文書は、嘉永七年（一八五四）に、ゑひすや安右衛門がミシマや伝右衛門に宛てた札状である。

ゑひすや安右衛門は弘化四年（一八四七）に乙吉村の八藏と取引をした際、もめごとが起り、なかなか解決できなかつたところ、ミシマや伝右衛門の仲介により解決したようである。この文書が金山家に伝わった経緯は不明である。

### 十二 山下捨状○墨紙

#### 山下捨状之事

・山下宅ヶ所

但處は大師堂下也

右之代金七百三として、永代賣渡代口」借ニ受取申所灾正也、然ル上は水代御」勝手ニ御支配可被成候、於此山下」毛頭妨申者無御座候、為後念之」御祖頭之證押取計、永代捨状仍而如件、

安政六年月  
先主川藤屋  
勘二郎（黒印）

謹人糸頭  
友三郎（黒印）

妙屋  
龜之助殿

### 【解説】

この文書は安政六年（一八五九）に、川崎屋勘三郎が妙屋龟之助に、山下の土地を金一両で売却した際の契約状である。組頭は証人として署名捺印している。

### 十三 （伴およびその妻子引取許可願い下書）○墨紙

右之者 ■ 庫つわの領高角村へ出職仕居候處、近々為老年「他所稼六ヶ度当地へ罷居候處、此度梓山伏勝山麓」当地ニ遷留仕行■不法之■儀取行■■■■付、伝者儀も同様「立退被仰付、再他行仕候段に成、規類父■■■■付、傳者儀も同様「立退被仰付、再他行仕候段に成、規類者不及申、統一■■■■奉存候、同人儀於面実承之者■■ニ而右被」仰達、直様慇勝山勘當仕高津村へ引取、恐人居、御口合御座候、今更妻子數多召連路難候段■」不便至極ニ奉存候ニ付、何共恐入候、御願ニ御座候得共「格別之御仁懃ヲ以、帰村御免被仰付被下置候ハヽ、」  
一倍難有仕合可奉存候、此段御書附奉數頗候、宜敷一被仰上ト奉願候、

已上

#### 【解説】

この文書は、何者かがその勘当した息子を引き取ることを願い出た文書の下書きである。

この文書の筆者の子は、沖和野領に山稼ぎしていたが、戻ってきた際に山伏や勝山（遊女）を連れて帰つたため、処罰を受けた。このため、筆者はその子を勘当したが、妻子を多数連れて路頭に迷つている

ことを心配し、引き取りたいと頑い出たようである。

△ 何挺

十四 (諸秤改につき、仕様書等類形) ○堅冊

此度為諸秤改、神喜四郎手代「歳田二兵衛當月下旬濱田表江罷越、

尤新町」松屋口左衛門方ニ滞留いたし、御領分中諸秤相改候積ニ付、着之上、濱田表より申入り候」間、其節村々諸老例之通差出改訛」可申候、尤於村々此節より早速諸秤「下改いたし置、改口限申

來次第、遣差出候様」取計り置可被申候、

右之適當町内致所持候、勿論可ハ裏借家  
□□處、相違無之候、以上、  
年号月 誰印  
町在中共二諸秤相改相渡候節、一札」印形交取來り申候、案文左之  
通り御座候  
御秤改所 何那何村庄屋  
誰印

一札

一先達而從江戸御表被為 仰出御触■」委細奉承知候、此度千木秤  
御改ニ付「當町口裏

信家村中小百姓ニ至迄致」吟味、千木秤各日之面致書付相

添、指「出改請之候、然る上八當町内村ニ改□り」之諸秤毫挺も無  
之候、一万千本此度」御改ニ隨置候儀、御見廻り之節御見届、有□  
ハハ、持主ハ勿論町役村役之者共」不吟味之段、如何様ニテ御申  
上候とも、其餘」一言之中分無之候、為後日仍而如件、

年月

何那何年寄  
御秤改所  
誰印

信家村中小百姓ニ至迄致」吟味、千木秤各日之面致書付相

添、指「出改請之候、然る上八當町内村ニ改□り」之諸秤毫挺も無  
之候、一万千本此度」御改ニ隨置候儀、御見廻り之節御見届、有□  
ハハ、持主ハ勿論町役村役之者共」不吟味之段、如何様ニテ御申  
上候とも、其餘」一言之中分無之候、為後日仍而如件、

年月

何那何年寄  
御秤改所  
誰印

一町在中共二諸秤役ニ差出し節は、秤之象裏ニ一張紙をいたし、持主之名所迄委託書付」可申候、千木ハ大小共ニ掉井鍾迄ニ持主之名所書、  
之札を付可申候、

覺

吟味之上免敷帳面は早速相調置、私共」御當地へ參上仕候節、早速  
差出候、

信家村中小百姓ニ至迄致」吟味、千木秤各日之面致書付相

添、指「出改請之候、然る上八當町内村ニ改□り」之諸秤毫挺も無  
之候、一万千本此度」御改ニ隨置候儀、御見廻り之節御見届、有□  
ハハ、持主ハ勿論町役村役之者共」不吟味之段、如何様ニテ御申  
上候とも、其餘」一言之中分無之候、為後日仍而如件、

年月

何那何年寄  
御秤改所  
誰印

一銀秤 何挺 一眼秤 同断  
一千木 同断  
一大千木 同断

「町在中諸秤指出し上、能秤改印いたし」箇□□損シ之分ハ御定之料、

物引査」相渡シ可申、勿論惡敷諸秤ハ取上ヶ」置可申候、勿論惡敷

諸秤ハ取上ヶ、「悉改質済之節、御役所上納仕候」祈詔望之在八早

速申出候様仕度」□「「御品も有之候、一ハ其手當」早速仕度候、

勿論直段之儀ハ京都、御定之通ニ而先渡シ申候

### ト種種押中総五指參伏某四外士■

#### 【解説】

この文書は、神善四郎の手代織田三兵衛が浜田に諸秤改のために出  
き、各町・各村に書類の仕様書などの提出を命じた際、その手本とし  
て各町・村に配布されたものと思われる。

当時の秤の種類として、「銀秤」・「皿秤」・「小千木」・「大千木」と  
呼ばれるものがあつたこと、秤が重要な道具であるため、厳密に取り  
調べが行われていたことなどがわかる。

### 十五 先祖數代勤言上覚

(表紙)

天保五年

先祖數代勤言上覚

今市庄屋 「市庄屋」 治

(1頁目)

牛押御尋ニ付申上候口上覚  
先祖書以前之儀は相知不申候

一慶長年中より庄屋役勤來り申候、年月」等委敷儀は相知不申候、

今市庄屋初代  
平兵衛

(2頁目)

一慶長拾四年「 」跡役梓 同武代  
与右衛門

右順役被 仰付、難有相勧申候

一寛永拾武亥年与右衛門跡役梓金山又左衛門

右順役被 仰付、難有相勧申候

(3頁目)  
今市庄屋益田浦年寄役四代

一正保四亥年金山又左衛門跡役梓金山治右衛門

今市庄屋順役并益田浦年寄役被 仰付相勧申候、尤益田浦年

寄役」是より始而被 仰付候様申伝ニ御座候

一延寶五年金山治右衛門跡役梓 今市庄屋五代  
六左衛門

(4頁目)

右順役□ 仰付、難有相勧申候

一元禄拾花寅年六左衛門跡役梓 今市庄屋六代  
一之助

今市庄屋役被 仰付、暫相勧、廻然「子松改仕度ニ付、御免之

奉願上候得者」御預ケ役ニ被 仰付、式拾ヶ年中役仕候

(5頁目)

享保四年三之助等

今市庄屋七代  
人右衛門

今市庄屋役被仰付、宝曆五亥年迄二拾七ヶ年相勤申候内、

元文四木四月一勤切御座候ニ付

御紋附御上下御許領被下置、難有「着用仕候」

(6頁)

今市庄村屋八代  
中須

宝曆五亥年太右衛門跡役被仰付、難有「着用仕候」

六治郎

今市庄屋役被仰付、難有「相勤申候」

中須

付曾相勤御免」之御願申上候得は、御決済被下置、「其後中須

村庄屋役被仰付、難有「相勤申候、尤寛政九ノ年迄四拾三年」

今市庄村屋九代  
中須

松井作左衛門様御勤被遊候節、文化十三ノ二月十日

御紋附御上下井御日錄被仰付被下置

右順役被仰付、難有奉存候、

松井治郎太夫様御代官被遊候節、「出精朴勤候由、御嘗御言御

座候」

松本治兵衛様より右同様御意御座候、

(8頁)

大屋久兵衛様より右同様御意御座候、「両品御褒美被下置、難

有奉存候、」

斎藤與左衛門様御勤被遊候節、文化三寅暮、御目錄之通御褒美

褒美與左衛門様御勤被遊候節、文化三寅暮、御目錄之通御褒美

美被仰付難有奉存候、文化八木八月一御目錄之通御褒美被

仰付難有奉存候、

(9頁)

文化九申一月祖父太右衛門江被下置候、「

御紋附御上下順着仕候様被仰付、重々難有「仕合奉入候」

藤井作左衛門様御勤被遊候節、文化十三ノ二月十日

御紋附御上下井御日錄被仰付被下置

(10頁)

難有仕合奉入候、

文化十四丑三月十六日金百本入被下置、「難有奉存候、同四月

十日銀札老符被下置、難有奉存候、文化三辰ノ年迄武拾四ヶ

年無津相勤申候

(11頁)

今市庄村屋拾代  
林治

文政三辰年八郎右衛門跡役被仰付、「又八郎右衛門勤中」御

在被遊候節、御目通被仰付、「鳥目被下置、難有仕合奉存候、

右之通書上仕候、此段宜被仰付、可被下候、以上、

(12頁)

今市庄村屋  
林二

一天保十式丑八月十七日才藏組頭役被仰付候

【解説】

金山家は庄屋を務めたのであろう。

この文書は、天保五年（一八三四年）に、今市村の庄屋の林治が藩からの先祖の事績についての質問に対し、答えたものである。

慶長年間に今市村の庄屋を初めて命じられた初代の平兵衛から、十代の林治まで各代の事績が記されている。最も古い記述は二百年以上さかのぼるため、その内容については他の史料で裏付けをとることが望ましく、慎重に検討する必要がある。

他の「金山家文書」に見えるのは、七代太右衛門（一号）、九代八郎右衛門（三号・四号）、十一代林治（六号・七号・九号）である。金山太右衛門は宝曆年間に乙吉村の庄屋として、雪舟の墓を再建した人物として知られる。

信憑性をとりあえずおいて、内容そのものに注目してみると、遅くとも慶長十四年（一六〇九）以後、天保年間まで今市村の庄屋を務めていたことになり、まさに江戸時代金剛に渡っている。また益田油年書・中須村庄屋・下本郷村庄屋なども務めた。こうした功績が報われ、七代太右衛門は「御紋附御上下」の着用を許され、九代八郎右衛門は何度も褒美を与えられ、祖父の「御紋附御上」の着用を認められ、十一代林治は藩主に「御目通」が許され、鳥目（銭）を与えられた。

また私的な側面として、六代三之助が「廻船手船改」を頼り出たことは注目される。このことは、金山家が廻船業を営み、少なからず廻船を抱えていたことを示している。この廻船による経済力を背景に、

十六 記（金山家歴代当主および妻子の卒年・戒名）○切紙

〔承和三年〕亥正月十七日  
卒和三年亥正月十七日亡ス  
敬山道志居直位金山六治郎

金山八代六治郎

文政四年己十一月五日

〔承和四年〕亥正月十七日  
享和四年三月十七日亡ス  
白岩津庭大姉

〔承和四年〕亥正月十七日  
享和四年三月十七日亡ス  
白岩津庭大姉

金山九代八郎右衛門

享和三年正月廿七日亡ス

八郎右衛門妾  
濱田御臣家仲原村娘

〔承和五年〕亥正月廿六日  
金山拾代權八十四

〔承和五年〕亥正月廿六日  
鄉直夫然自性庵◆玉

明治五年正月十六日亡ス

金山拾代龜之助行年六十才

〔承和五年〕亥正月廿六日  
白岩良穂居士  
金山拾代權八行年五十才

〔承和七年〕亥正月廿六日亡ス  
内田与右衛門三男新八父

〔大正七年〕二月廿日權八■妻

中須福原助右衛門女  
〔をたゞ行年九十歳〕妻  
寂峯淨光大姑新八母

【解説】

十七号文書とともに解説する。

十七号文書とともに解説する。  
（益田組金山家歴代職歴）○切紙

益田組

文化四年 今市  
三月十六日庄屋

金山九代八郎右衛門  
親六治郎行年  
六拾九歳二面果ル  
庄屋役四十三年相と押六拾  
歳ニ隠居

大正三年十月廿一日  
区長金山新八

大正四年五月十日  
農会役

大正七年大市  
金山新八

同八年 石方 人石方  
同九年 石方 大市  
大正八年五月  
戸島洋前 新ちくたて

区長金山新八

区長七カ年つとめ

【解説】

十六号は金山家歴代当主およびその妻子の卒年や戒名を記したもの、  
十七号は金山家歴代当主の職歴が記されたものである。ともに八代の  
六治郎以降のことが記されている。九代までは一致しているが、十代  
以降の記述が十五号およびそれぞれで違っている。江戸時代の終わり  
とともに、家が分かれたことを示すものか。

このほか、「中庸集略」（正保丁亥歲大呂 田原仁左衛門新刊）、「大  
元授時曆經」（寛文八年二月 泉派後序片上了柏書）、本草書（漢方藥  
の处方について）、「西國三拾三所詠歌」、掛け縁（和歌と歌人が描か  
れている）、「神武天皇御神像」（明治十四年 大阪府平民飯田松藏発  
刊）、津田南浦『中等教育 龍頭作文いろは引 註解用文三千題目次』  
（奥書欠）、学海指針社『訂正 帝国読本卷之八』（小林八郎、明治一

十五年初版、同二十七年四版)、計算の読み本(表紙・奥書欠)があ  
るが、翻刻は省略する。

### 【補遺】

十八　寅春人高増減帳○堅冊  
(表紙)

慶応武年  
一月十六日

慶応武年

寅春人高増減帳

美濃郡益田組

今市

寅春増人之分

久城村

組頭助右衛門領、安次郎女房、式捨老歳

真宗　泉光寺旦那

ふい

此者下吉田儀左衛門娘、去ル丑十一月十四日

助右衛門娘ニ参り申候、

益田村

新屋源吉子五歳

淨上宗　曉音寺旦那

六太郎

此者伴和野領岩本鶴太郎作、兼木子参り申候

源吉養子二参り申候

(友吉)

(吉)

大黒屋喜代藏姫弟、以上、

(下)本郷村

大黒屋喜代藏姫弟、以上、

■■女房  
■■■

一 準宗  
■ 義寺旦那  
(火) 下本郷村喜代藏母、喜代藏娘三参り申候  
第一月廿日

(本) 此者喜代藏娘ニ参り申候

寅春減人之分

益田村　新屋源吉父六拾六歳

淨十宗　曉音寺旦那

此者去丑五月六日ニ相果申候、

上本郷村　蛭子屋寅次郎女房四拾九歳

一 準宗  
妙義寺旦那

此者去ル丑五月廿七日不縁ニ付、

中鷲(村)兒直七方江差拂し申候、

久城村　組頭助右衛門女房五拾三歳

一 準宗  
泉光寺旦那

此者当寅正月十一日相果申し候、

二 人  
(男) 一人

女式人

是去丑二月十日より寅二月十日迄

一 人

一 女食人

一 武人

一 女食人

一 月十日より寅二月十日迄

二

だい

つち

かん

二月廿日

一月十六日

今市庄屋

金山龟之助（黒印）

送状之事

何乃何方今村何兵衛

右者、当村何左衛門娘二村方  
之印

何助郷參申候つる、當何御改より  
奉納奉入帳送状、依而如件、

以手紙得貴意申候、然者「貴御村何左衛門弟何吉、當村何兵衛養子參  
候候、御送狀」之通、引請候所、當村宗棟「たゞ養子御座候間、左様一  
口仕出可被下候、奉願候」、□□□此段得貴意申候、已上、

一 請狀之事

当卯何拾才

何吉

右者、此者當村何右衛門養子ニ相成、參り候ニ付、送狀之通引請申  
候間、可被成除候、為後日請狀」如件、

何何月

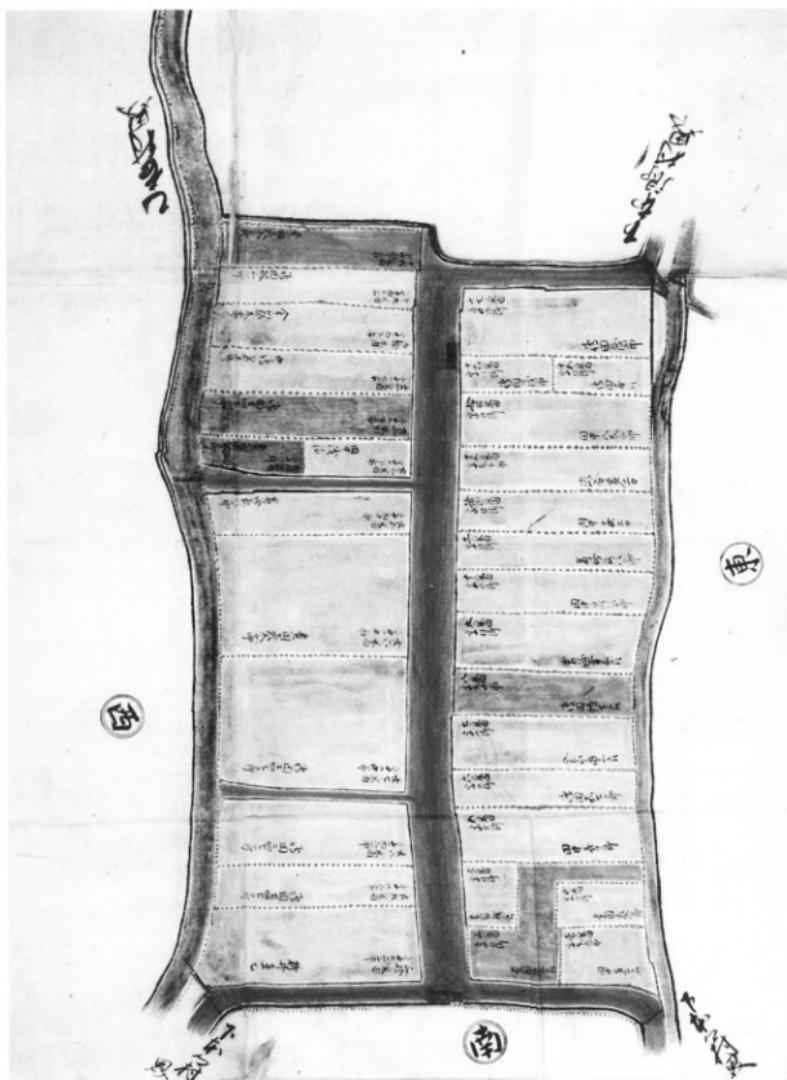
御役人中

何村役人判

【付記】

この文書を翻刻するにあたっては、古文書を読む会（於益田市立岡  
番館）において輸読し、多くの貴重な意見をたまわった。この場を借  
りてお礼申し上げたい。

# 図 版



美濃郡今市村地図（広島大学図書館所蔵）

図版 2



調査着手前



重機による造成土堀削



土層堆積状況（西壁・北壁）



下層確認状況



銅錫釉陶器皿出土状況



木製品（板材）出土状況



礫敷造構検出状況（西から）



銅錆釉陶器 皿



碟敷遺構共伴遺物



碟敷遺構共伴遺物

## 報告書抄録

ふりがな	ちゅうせいいまいちいせき							
書名	中世今市遺跡							
副書名	今市川農道橋架替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
卷次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編集者名	佐伯昌俊							
編集機関	益田市教育委員会							
所在地	〒 698-8650 島根県益田市常盤町 1 番 1 号 TEL 0856 - 31 - 0623							
発行年月日	2015年3月1日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (m <sup>2</sup> )	調査原因
		市町村	遺跡番号					
中世今市遺跡	島根県 益田市 乙吉町	32204	Q323	34° 41' 06"	131° 50' 40"	20140602 ～ 20140620	16m <sup>2</sup>	農道橋架替
遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
中世今市遺跡	集落跡	中世末 ～ 江戸時代	礫敷遺構(舟着場)	須恵器、土師質土器、瓦質上器、貿易陶磁器、国産陶磁器、金属製品			舟着場跡と考えられる礫敷遺構が確認された。	

## 中世今市遺跡

今市川農道橋架替工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

平成 27 年 3 月発行

編集・発行 益田市教育委員会  
島根県益田市常盤町 1 番 1 号

印 刷 のさか印刷  
島根県益田市高津五丁目 28 番 8 号

